

令和7年度 第1回 栃木県道路メンテナンス会議

日時：令和7年10月17日（金）13：00～

会場：宇都宮土木事務所 5階大会議室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- (1) インフラメンテナンス市区町村長会議への参画
- (2) 栃木県道路メンテナンス会議の主な取り組み等
- (3) 令和6年度の点検状況及び令和7年度の点検計画
- (4) 個別施設計画（長寿命化計画）の策定確認
- (5) 点検結果を踏まえた修繕等措置の実施状況
- (6) 措置が低調な地方公共団体の課題把握
- (7) 点検三巡目を推進する上での一巡目・二巡目と比較した課題や工夫等
- (8) 舗装の点検における課題、問題意識（予算、点検方法、修繕、記録など）
- (9) その他
- (10) 意見交換

4. 閉会

配付資料

1. 令和7年度 第1回 栃木県道路メンテナンス会議 説明資料
2. 関東地方整備局からの情報提供資料（別途送付資料）

**令和7年度
第1回 栃木県道路メンテナンス会議**

令和7年10月17日

栃木県道路メンテナンス会議事務局

目次

1) インフラメンテナンス市区町村長会議への参画	p.1
2) 栃木県道路メンテナンス会議の主な取り組み等	p.11
3) 令和6年度の点検状況及び令和7年度の点検計画	p.21
4) 個別施設計画（長寿命化計画）の策定確認	p.25
5) 点検結果を踏まえた修繕等措置の実施状況	p.29
6) 措置が低調な地方公共団体の課題把握	p.35
7) 点検三巡目を推進する上での一巡目・二巡目と比較した課題や工夫等	p.38
8) 舗装の点検における課題、問題意識（予算、点検方法、修繕、記録など）	p.44
9) その他	p.51

1) インフラメンテナンス市区町村長会議への参画

インフラを良好な状態で持続的に活用するために、産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて、インフラメンテナンスの理念の普及、課題の解決及びイノベーションの推進を図り、活力ある社会の維持に寄与することを目的に設立

インフラメンテナンス国民会議の目的

1. 革新的技術の発掘と社会実装
2. 企業等の連携の促進
3. 地方自治体への支援
4. インフラメンテナンスの理念の普及
5. インフラメンテナンスへの市民参画の推進

革新的技術の実装／企業等の連携／自治体支援



マッチングイベントの開催



実証実験の実施

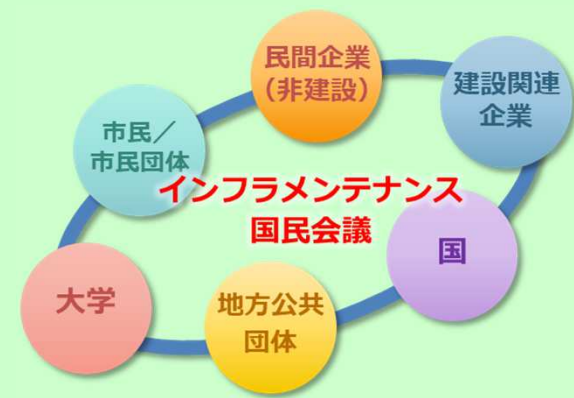


自治体職員向け勉強会



自治体の課題解決に向けた意見交換

産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームとして活動



国民会議参加会員数 (者)

	設立時 (H28.11.28)	約	現在 (R7.4.1)
計	199	16倍	3,162
行政会員	73	20倍	1,481
企業会員	95	11倍	1,102
団体会員	27	7倍	187
個人会員	4	98倍	392

会員の規模も拡大し、活動が本格化 (自治体の加入率は約8割！)

⇒ **新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援**

理念の普及／市民参画の推進



学生の道路点検体験



展示会への出展



セミナーの開催

「インフラメンテナンス国民会議」の組織体制

意識の醸成

組織体制

総会

<p>会長 富山 和彦 株式会社IGPIグループ会長 株式会社日本共創プラットフォーム代表取締役社長</p>	<p>副会長 家田 仁 政策研究大学院大学 特別教授</p>
---	---

【目的】

- 首長同士の意見交換による知見や意識の向上
- トップダウンによるインフラメンテナンスの強力な推進
- 社会に対するインフラメンテナンスの必要性の啓発

(R7.4.1時点) 1,197の首長が参画
<参画率約7割！>
(R4.4.28設立時点：694)

実行委員会
国民会議全体の運営

<p>企画部会 企画等</p>	<p>広報部会 インフラメンテナンスの理念普及、 国民会議の広報</p>
----------------------------	---

インフラメンテナンス市区町村長会議

〈代表幹事〉東京都稲城市長

<p>北海道ブロック ブロック幹事 北海道網走市長</p>	<p>東北ブロック ブロック幹事 岩手県宮古市長</p>	<p>関東ブロック ブロック幹事 東京都稲城市長</p>	<p>北陸ブロック ブロック幹事 富山県氷見市長</p>	<p>中部ブロック ブロック幹事 愛知県豊川市長</p>
<p>近畿ブロック ブロック幹事 兵庫県養父市長</p>	<p>中国ブロック ブロック幹事 岡山県総社市長</p>	<p>四国ブロック ブロック幹事 高知県須崎市長</p>	<p>九州・沖縄ブロック ブロック幹事 長崎県長崎市長</p>	

連携
土木学会

公認フォーラム

<p>革新的技術 オープンイノベーションによる異業種の連携や技術の融合、マッチング</p>	<p>自治体支援 地方公共団体の課題解決、地方公共団体のニーズ・民間企業等のノウハウの情報交換</p>	<p>技術者育成 地域における技術者育成の活動を支援</p>	<p>地方フォーラム 地方自治体(ニーズ)と民間(シーズ)のマッチング等を行うため、地方フォーラムを展開(全国10ブロック)。平成30年度より取組開始。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>北海道フォーラム フォーラムリーダー 高野 伸栄 北海道大学大学院</p> </td> <td> <p>東北フォーラム フォーラムリーダー 石川 雅美 東北学院大学</p> </td> <td> <p>関東フォーラム フォーラムリーダー 長山 智則 東京大学</p> </td> <td> <p>北陸インフラメンテナンスフォーラム フォーラムリーダー 丸山 久一 長岡技術科学大学</p> </td> <td> <p>中部フォーラム フォーラムリーダー 原田 和樹 日本工営都市空間(株)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>近畿本部フォーラム フォーラムリーダー 片岡 信之 (一社)国土政策研究会</p> </td> <td> <p>「ちゅうごく」 フォーラムリーダー 藤井 堅 広島大学</p> </td> <td> <p>四国地方フォーラム フォーラムリーダー 矢田部 龍一 愛媛大学</p> </td> <td> <p>九州フォーラム フォーラムリーダー 日野 伸一 久留米工業大学</p> </td> <td> <p>沖縄フォーラム フォーラムリーダー 有住 康則 琉球大学</p> </td> </tr> </table>	<p>北海道フォーラム フォーラムリーダー 高野 伸栄 北海道大学大学院</p>	<p>東北フォーラム フォーラムリーダー 石川 雅美 東北学院大学</p>	<p>関東フォーラム フォーラムリーダー 長山 智則 東京大学</p>	<p>北陸インフラメンテナンスフォーラム フォーラムリーダー 丸山 久一 長岡技術科学大学</p>	<p>中部フォーラム フォーラムリーダー 原田 和樹 日本工営都市空間(株)</p>	<p>近畿本部フォーラム フォーラムリーダー 片岡 信之 (一社)国土政策研究会</p>	<p>「ちゅうごく」 フォーラムリーダー 藤井 堅 広島大学</p>	<p>四国地方フォーラム フォーラムリーダー 矢田部 龍一 愛媛大学</p>	<p>九州フォーラム フォーラムリーダー 日野 伸一 久留米工業大学</p>	<p>沖縄フォーラム フォーラムリーダー 有住 康則 琉球大学</p>
<p>北海道フォーラム フォーラムリーダー 高野 伸栄 北海道大学大学院</p>	<p>東北フォーラム フォーラムリーダー 石川 雅美 東北学院大学</p>	<p>関東フォーラム フォーラムリーダー 長山 智則 東京大学</p>	<p>北陸インフラメンテナンスフォーラム フォーラムリーダー 丸山 久一 長岡技術科学大学</p>	<p>中部フォーラム フォーラムリーダー 原田 和樹 日本工営都市空間(株)</p>									
<p>近畿本部フォーラム フォーラムリーダー 片岡 信之 (一社)国土政策研究会</p>	<p>「ちゅうごく」 フォーラムリーダー 藤井 堅 広島大学</p>	<p>四国地方フォーラム フォーラムリーダー 矢田部 龍一 愛媛大学</p>	<p>九州フォーラム フォーラムリーダー 日野 伸一 久留米工業大学</p>	<p>沖縄フォーラム フォーラムリーダー 有住 康則 琉球大学</p>									
<p>市民参画 インフラやメンテナンスへの関わりを深めるための実践活動を展開</p>	<p>海外市場展開 海外への情報発信や海外展開案件形成</p>												

支援・連携

参画・情報共有

会 員

インフラメンテナンス市区町村長会議への参画

- 「インフラメンテナンス市区町村長会議」は、インフラメンテナンス国民会議の実行委員会のもとに設置された会議であり、市区町村の首長同士が今後のインフラメンテナンスについて議論を深め、知見や知識の向上を図りつつ、地域の将来像を見据えたインフラのマネジメントを首長のイニシアチブにより推進することを目的として、令和4年に設立された。
- 令和7年度には、5月12日に市町村長会議の全国大会が開催され、さらに7月25日には神奈川県厚木市において、市町村長会議・関東ブロック会議（第4回）がインフラメンテナンス国民会議・関東フォーラムと同日に開催された。関東ブロック会議では、関東管内における自治体のインフラメンテナンスの課題解決に向けて、全国の最新動向や具体事例、自治体支援に関する講演が行われ、代表自治体による課題への取り組み事例も紹介された。
- 「インフラメンテナンス市区町村長会議」への参画率は、令和7年9月1日時点で全国平均71%にとどまっているが、栃木県下の全市町が同会議に参画しており、関東地方で唯一参画率100%を達成している県となっている。
- 令和8年度の市区町村長会議・関東ブロック会議（第5回）は、栃木県下野市において開催されることが決定しており、開催に向けた栃木県内のインフラメンテナンスに対する意識の高さの表れと評される。

	インフラメンテナンス市区町村長会議への参画状況(関東地方の市区町村)					
	～9%	10～29%	30～49%	50～69%	70～99%	100%
対象都県	—	埼玉県、東京都 神奈川県、千葉県	群馬県、茨城県	—	—	栃木県

インフラメンテナンス国民会議



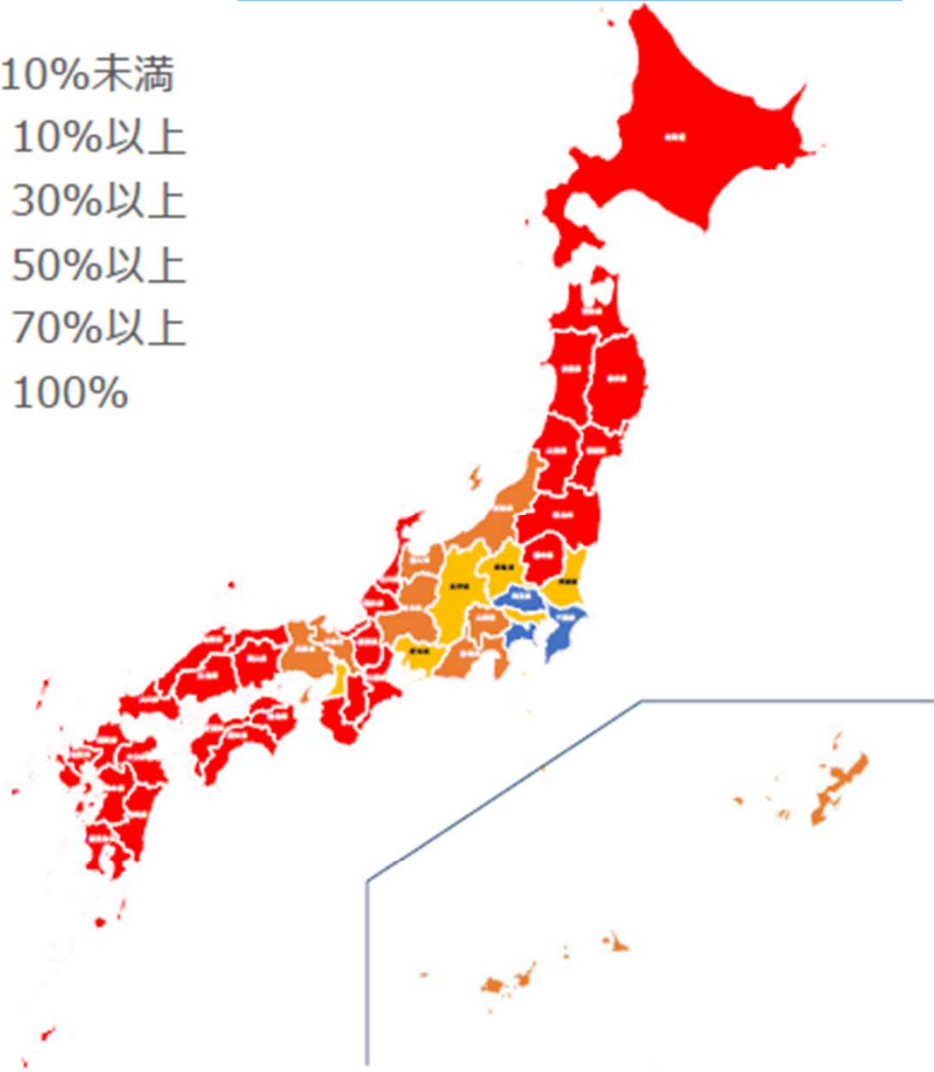
行政会員、市区町村長会議参画 位置図
(2025.9.1現在)

行政会員・市区町村長会議 参画率マップ

行政会員 加入率マップ(市区町村)

全国: 85% [1,478/1,741]

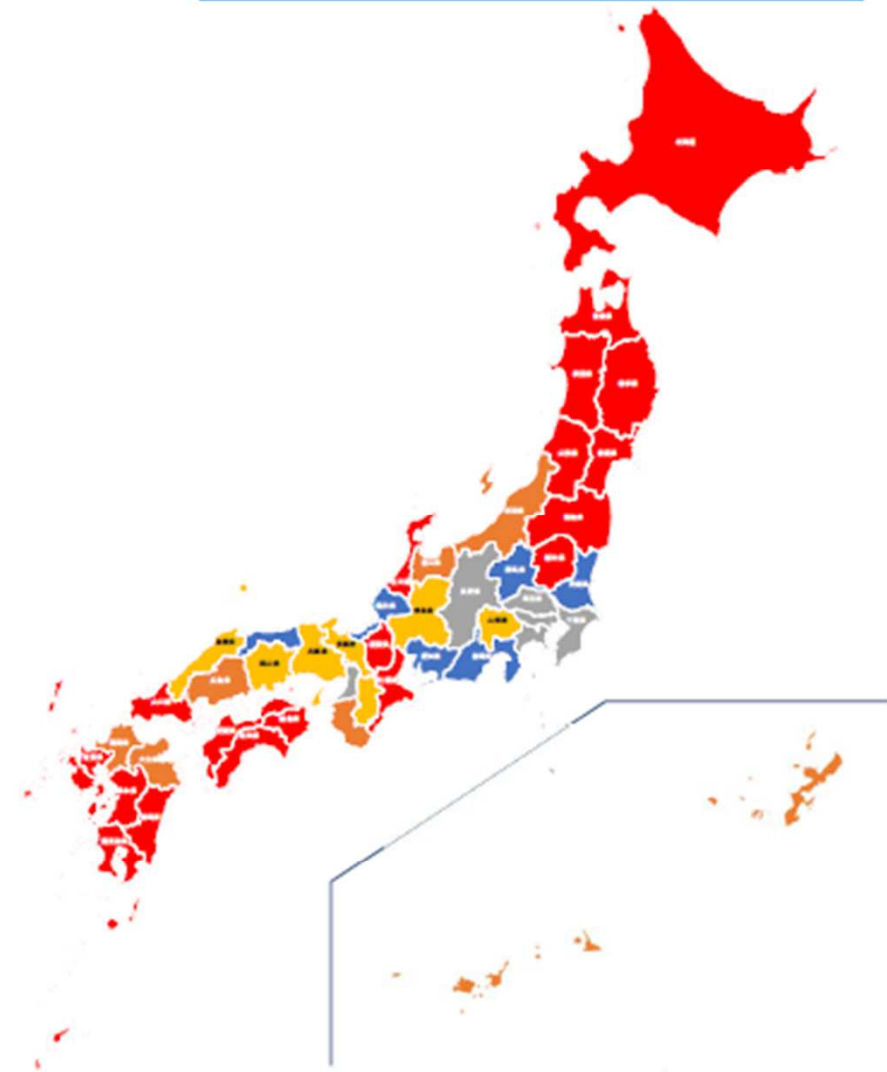
- 10%未満
- 10%以上
- 30%以上
- 50%以上
- 70%以上
- 100%



(令和7年9月1日 時点)

市区町村長会議 参画率マップ

全国: 71% [1,244/1,741]



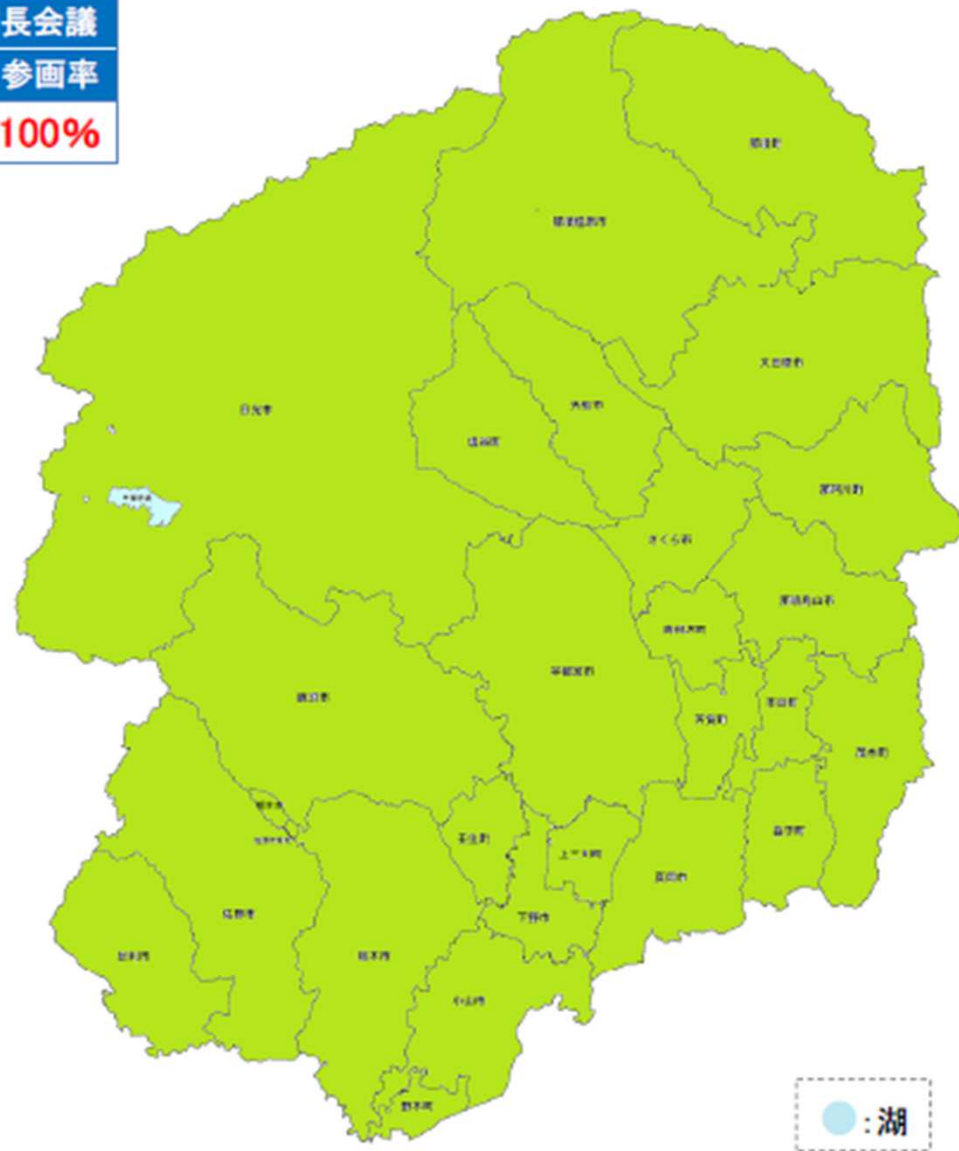
行政会員・市区町村長会議 参画率マップ(栃木県内)

行政会員、市区町村長会議参画 位置図

栃木県	
宇都宮市	野木町
足利市	塩谷町
栃木市	高根沢町
佐野市	那須町
鹿沼市	那珂川町
日光市	
小山市	
真岡市	
大田原市	
矢板市	
那須塩原市	
さくら市	
那須烏山市	
下野市	
上三川町	
益子町	
茂木町	
市貝町	
芳賀町	
壬生町	

市区町村数	行政会員		市区町村長会議	
	加入数	加入率	参画数	参画率
25	25	100%	25	100%

- : 行政会員のみ加入
- : どちらにも加入、参画
- : どちらにも加入、参画無し



「インフラメンテナンス市区町村長会議」全国大会の開催

インフラメンテナンス市区町村長会議 全国大会 概要 (令和7年5月12日)

- 令和4年4月に設立した「インフラメンテナンス市区町村長会議」の全国大会を令和7年5月12日に開催。
- 大会では、老朽化等による大規模な事故の発生を未然に防止しつつ、大規模災害をもたらす自然現象が発生した場合においてもインフラが機能を発揮できるよう市区町村が継続的・安定的にメンテナンスを的確に行うため、地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の推進や新技術の開発、国土強靱化対策における予算の確保、技術支援及び財政支援の強化等について決議。
- また、楠瀬 須崎市長（四国ブロック幹事）、竹本 豊川市長（中部ブロック幹事）、山本 益田市長（中国ブロック企画委員）から各ブロックにおける取組状況について意見発表された。

〈日 時〉 令和7年5月12日(木) 15:00~17:00

〈会 場〉 砂防会館別館（東京都千代田区）

〈参加者〉 出席者 約380名

〔来 賓〕 国土交通省（高橋副大臣、吉岡事務次官、廣瀬技監、中村技術総括審議官（ほか））
 （公社）土木学会（佐々木会長（ほか））、国民会議（富山会長、家田副会長、実行委員長（ほか））
 〔主催者〕 市区町村長会議 代表幹事、ブロック幹事、企画委員、構成員、各ブロック事務局

- 【第1部】 ■主催者挨拶 高橋 勝浩（市区町村長会議 代表幹事／稲城市長）
 ■来賓祝辞 高橋 克法（国土交通副大臣）
 富山 和彦（国民会議 会長／佛経営共創基盤IGPIグループ会長）
 ■記念撮影
 ■意見発表 楠瀬 耕作（四国ブロック幹事 須崎市長）
 竹本 幸夫（中部ブロック幹事 豊川市長）
 山本 浩章（中国ブロック企画委員 益田市長）
 ■議事：決議【活動計画（案）、決議（案）】
- 【第2部】 ■特別講話 廣瀬 昌由（国土交通省 技監）
 家田 仁（国民会議 副会長／政策研究大学院大学 特別教授）
 佐々木 葉（（公社）土木学会 会長）
 植野 芳彦（富山市政策アドバイザー）

■記念撮影



【第1部】

■主催者挨拶



代表幹事
稲城市長 高橋 勝浩

■来賓祝辞



国土交通副大臣
高橋 克法

■意見発表



国民会議 会長
富山 和彦

■意見発表



四国ブロック幹事
須崎市長 楠瀬 耕作

■意見発表



中部ブロック幹事
豊川市長 竹本 幸夫

■意見発表



中国ブロック企画委員
益田市長 山本 浩章

【第2部】

■特別講話



国土交通省 技監
廣瀬 昌由



国民会議 副会長
家田 仁



（公社）土木学会 会長
佐々木 葉



富山市政策アドバイザー
植野 芳彦

「インフラメンテナンス市区町村長会議 関東ブロック会議(第4回)」の開催(令和7年7月25日)

- インフラメンテナンス国民会議において市区町村長会議が全国組織として令和4年4月に設立されて以降、効率的・効果的なインフラメンテナンスの実現に向け、関東ブロックでは、関係機関と連携し様々な取り組みが進められています。
- 7月25日に第4回目となる市区町村長会議 関東ブロック会議(レンブラントホテル厚木)が開催され、高橋稲城市長、山口厚木市長、坂村下野市長の参加のもと、関東管内における自治体のインフラメンテナンスの課題解決に向け、全国の最新動向や具体事例、自治体支援等に関する講演、そして代表自治体から現状の課題や取り組み事例等が紹介されました。

【主催】インフラメンテナンス市区町村長会議 関東ブロック(事務局:稲城市)

【協力】関東フォーラム,土木学会関東支部,関東地方整備局

<開催概要>

- 開会挨拶
高橋 勝浩 (市区町村長会議 関東ブロック幹事 稲城市長)
- 開催地挨拶
山口 貴裕 (企画委員 神奈川県厚木市長)
- 来賓祝辞
杉山 太宏 (土木学会 関東支部長)
長山 智則 (関東フォーラムリーダー 東京大学大学院工学系研究科教授)
田中 克直 (関東地方整備局 企画部長)
- 議事
令和6年度活動報告
令和7年度年間事業計画(案)
- 講演
森下 博之 (国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課長)
齋藤 成彦 (土木学会関東支部連携 山梨大学大学院総合研究部工学域土木環境工学系教授)
- 自治体発表
伊田 孝史 (企画委員 埼玉県春日部市上下水道部次長)
山口 貴裕 (企画委員 神奈川県厚木市長)
- 閉会挨拶
坂村 哲也 (企画委員 栃木県下野市長)

【参加者】173名
〔会場 112名〕
〔WEB 61名〕



■ 開会挨拶



関東ブロック幹事
稲城市長 高橋 勝浩



関東ブロック神奈川県企画委員
厚木市長 山口 貴裕

■ 来賓祝辞



土木学会関東支部
支部長 杉山 太宏



関東フォーラムリーダー
東京大学教授
長山 智則



関東地方整備局
企画部長 田中 克直

■ 講演



国土交通省 総合政策局
公共事業企画調整課長
森下 博之



土木学会関東支部連携
山梨大学教授
齋藤 成彦



会場の様子

「インフラメンテナンス国民会議 関東フォーラム」を開催

- 産官学民が協力してインフラメンテナンスの課題解決を目指す「第4回関東フォーラム」が7月25日に開催されました。
- 自治体における事例紹介、関東地方整備局からの情報提供、企業からの課題解決に向けての技術について各企業より紹介いたしました。
- 会場では企業等の維持管理に係る技術のブースが9社出展されました。

＜日時＞ 令和7年7月25日（金）13時30分～16時30分 ＜会場＞ レンブラントホテル厚木 ※WEB併用
 ＜参加者＞ 115名（会場85名、WEB参加30名）

＜開催概要＞

■開会挨拶

関東フォーラム 企画委員代表幹事
 株式会社赤城商会 柳澤 正和

■自治体における事例紹介

○厚木市の「道路、下水道等の現状」について

成田 憲正（厚木市 企画部 行政経営課長）
 松本 賢治（厚木市 都市インフラ整備部 河川下水道施設課長）
 鶴澤 達也（厚木市 都市インフラ整備部 道路維持課長）

○前橋市版橋梁メンテナンスについて

～グルーピング橋梁点検と直営点検の取組み～
 飯塚 俊輔（前橋市 建設部 道路建設課 保全係副主幹）

■関東地方整備局からの情報提供

○関東地方におけるインフラメンテナンスの取り組み

光部 博（関東地方整備局 企画部企画課 建設専門官）
 小川 渉（関東道路メンテナンスセンター長）

■企業からの技術紹介

○下水道施設の維持管理技術について
 （管清工業株式会社）

○埋設管等の地中埋設物調査技術について
 （株式会社土木管理総合試験所）

○強亜鉛イオン型雑草抑制製品について
 （早川ゴム株式会社）

○小規模橋梁伸縮装置補修技術について
 （株式会社ガイアート）

■閉会挨拶

関東地方整備局 企画部 事業調整官 荒川 佳子

■開会挨拶



関東フォーラム 企画委員幹事
 赤城商会 柳澤 正和

■自治体における事例紹介



厚木市 企画部
 行政経営課長 成田 憲正



厚木市 都市インフラ整備部
 河川下水道施設課長 松本 賢治



前橋市 建設部
 道路建設課 飯塚 俊輔

■関東地方整備局からの情報提供



関東道路メンテナンスセンター長
 小川 渉

■企業からの技術紹介



管清工業株式会社



株式会社土木管理総合試験所



株式会社ガイアート



ブースにも大勢の方にお立ち寄りいただきました

2) 栃木県道路メンテナンス会議の主な取り組み等

「栃木県道路メンテナンス会議」

H26. 5. 22発足

- ①会長 . . . 宇都宮国道事務所長
- ②副会長 . . . 栃木県県土整備部道路保全課長、
東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所長
- ③構成員 . . . 栃木県内全道路管理者 35 機関

「跨道橋連絡部会（会議）」

H27. 3. 20発足

- ①会長 . . . 宇都宮国道事務所長
- ②副会長 . . . 栃木県県土整備部道路保全課長、
東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所長
- ③構成員（跨道橋の管理者と跨道橋を占用させている道路管理者）

「栃木県道路鉄道連絡会議」

H29. 2. 1発足

- ①会長 . . . 宇都宮国道事務所長
- ②副会長 . . . 栃木県県土整備部道路保全課長、
東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所長
- ③構成員（道路：跨線橋管理者） 24 機関
- ④構成員（関係鉄道事業者等） 8 機関

「栃木県地下占用物連絡会議」

R7. 4. 25発足

- ①会長 . . . 宇都宮国道事務所長
- ②副会長 . . . 栃木県県土整備部道路保全課長、
東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所長
- ③構成員（道路管理者） 31 機関
- ④構成員（地下占用事業者） 97 機関

栃木県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「栃木県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、栃木県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が必要と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、栃木県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を2名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所長、副会長は栃木県県土整備部道路保全課長及び東日本高速道路会社関東支社宇都宮管理事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとし、必要な事項については、幹事会で調整することとする。
6. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
7. 会議に、道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「道路構造保全室」を設置するものとし国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所に置く。

(幹事会)

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、委員相互の連絡調整
- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所道路構造保全室、栃木県県土整備部道路保全課及び東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年5月22日から施行する。

改正 平成27年5月27日、平成28年7月8日、平成29年6月28日、平成29年12月22日、令和3年7月13日、令和4年8月5日、令和5年8月7日、令和6年9月26日、令和7年10月17日

<参考>道路法第28条の2

交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

栃木県道路メンテナンス会議 規約

別表-1

栃木県道路メンテナンス会議 委員名簿

※下線部を改正

	所 属	役 職
会 長	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所	所長
副会長	栃木県県土整備部 道路保全課	課長
委員	栃木県県土整備部 道路整備課	課長
委員	栃木県県土整備部 交通政策課	課長
委員	栃木県県土整備部 宇都宮土木事務所	参事兼所長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社 宇都宮管理事務所	所長
委員	東日本高速道路株式会社関東支社 加須管理事務所	所長
委員	宇都宮市 建設部	部長
委員	足利市 都市建設部	部長
委員	栃木市 都市建設部	部長
委員	佐野市 都市建設部	次長
委員	鹿沼市 都市建設部	部長
委員	日光市 建設部	部長
委員	小山市 建設水道部	部長
委員	真岡市 建設部	部長
委員	大田原市 建設部	部長
委員	矢板市 建設部	部長
委員	那須塩原市 建設部	部長
委員	さくら市 建設部	部長
委員	那須烏山市 都市建設課	課長
委員	下野市 都市建設部	部長

	所 属	役 職
委員	上三川町 都市建設課	課長
委員	益子町 産業建設部建設課	部長兼課長
委員	茂木町 建設課	課長
委員	市貝町 建設課	課長
委員	芳賀町 建設課	課長
委員	壬生町 建設部	部長
委員	野木町 産業建設部	部長
委員	塩谷町 建設水道課	課長
委員	高根沢町 都市整備課	課長
委員	那須町 建設課	課長
委員	那珂川町 建設課	課長
委員	栃木県道路公社	常務理事
委員	公益財団法人とちぎ建設技術センター	常務理事兼企画調査部長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 関東技術事務所	所長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部地域道路課	課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 関東道路メンテナンスセンター	センター長
事務局	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所 道路構造保全室	
	栃木県県土整備部 道路保全課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 宇都宮管理事務所	

栃木県道路メンテナンス会議 規約

別表-2

栃木県道路メンテナンス会議幹事会 名簿

※下線部を改正

	所 属	役 職
会 長	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所	保全対策官
副会長	栃木県県土整備部 道路保全課	課長補佐(総括)
委員	栃木県県土整備部 道路整備課	課長補佐(総括)
委員	栃木県県土整備部 交通政策課	課長補佐(総括)
委員	栃木県県土整備部 宇都宮土木事務所企画調査課	部長補佐(総括)兼課長
委員	栃木県県土整備部 鹿沼土木事務所企画調査課	部長補佐兼課長
委員	栃木県県土整備部 日光土木事務所企画調査課	部長補佐(総括)兼課長
委員	栃木県県土整備部 真岡土木事務所企画調査課	部長補佐兼課長
委員	栃木県県土整備部 栃木土木事務所企画調査課	部長補佐(総括)兼課長
委員	栃木県県土整備部 矢板土木事務所企画調査課	部長補佐兼課長
委員	栃木県県土整備部 大田原土木事務所企画調査課	部長補佐(総括)兼課長
委員	栃木県県土整備部 烏山土木事務所企画調査課	部長補佐兼課長
委員	栃木県県土整備部 安足土木事務所企画調査課	部長補佐兼課長
副会長	東日本高速道路(株)関東支社 宇都宮管理事務所	工務担当課長
委員	東日本高速道路(株)関東支社 加須管理事務所	保全計画担当課長
委員	宇都宮市建設部 道路保全課	課長
委員	足利市都市建設部 道路河川保全課	課長
委員	栃木市都市建設部 道路河川維持課	課長
委員	佐野市都市建設部 道路河川課	課長
委員	鹿沼市都市建設部 維持課	課長
委員	日光市建設部 維持管理課	課長
委員	小山市建設水道部 道路課	課長
委員	真岡市建設部 建設課	課長

	所 属	役 職
委員	大田原市建設部 道路課	課長
委員	矢板市建設部 建設課	課長
委員	那須塩原市建設部 保全管理課	課長
委員	さくら市建設部 建設課	課長補佐
委員	那須烏山市 都市建設課	主幹
委員	下野市都市建設部 管理保全課	課長
委員	上三川町 都市建設課	係長
委員	益子町産業建設部 建設課	係長
委員	茂木町 建設課	係長
委員	市貝町 建設課	課長補佐兼係長
委員	芳賀町 建設課	課長補佐兼係長
委員	壬生町建設部 建設課	課長
委員	野木町産業建設部 都市整備課	課長
委員	塩谷町 建設水道課	係長
委員	高根沢町 都市整備課	係長
委員	那須町 建設課	係長
委員	那珂川町 建設課	係長
委員	栃木県道路公社 施設管理部	部長
委員	公益財団法人とちぎ建設技術センター 建設部	建設部長
事務局	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所 道路構造保全室	
	栃木県県土整備部 道路保全課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 宇都宮管理事務所	

栃木県地下占用物連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「栃木県地下占用物連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置し、栃木県道路メンテナンス会議規約第4条5項の規定の専門部会に位置付け、栃木県内の各道路管理者及び地下占用物件の占有者において、定期的に相互の点検・調査の計画・結果について共有する他、道路陥没を防ぐ取組みなどを連携して実施することにより、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応することを目的とする。

(調整・共有事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について調整、及び共有する。

- (1) 占有者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- (2) 道路管理者による路面下空洞調査結果
- (3) 前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- (4) その他、道路陥没対策に寄与する情報等

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、栃木県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を2名置くものとし、会長は国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所長、副会長は栃木県県土整備部道路保全課長、東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は、「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。

(会議の開催)

第5条 会議は年に1回を基本として、必要に応じて適宜開催する。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所管理第一課・管理第二課、栃木県県土整備部道路保全課、東日本高速道路株式会社関東支社宇都宮管理事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、令和7年4月25日から施行する。

栃木県地下占有物連絡会議 規約

別表

栃木県地下占有物連絡会議 名簿

※規約第4条第5項より、新規に専門部会を設置

	所 属
会長	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所
副会長	栃木県県土整備部 道路保全課
副会長(代理)	東日本高速道路(株) 宇都宮管理事務所
委員	宇都宮市 道路保全課
委員	足利市 道路河川保全課
委員	栃木市 道路河川維持課
委員	佐野市 道路河川課
委員	鹿沼市 維持課
委員	日光市 維持管理課
委員	小山市 道路課
委員	真岡市 建設課
委員	大田原市 道路課
委員	矢板市 建設課
委員	那須塩原市 保安全管理課
委員	さくら市 建設課
委員	那須烏山市 都市建設課
委員	下野市 管理保全課
委員	茂木町 建設課
委員	市貝町 建設課
委員	壬生町 建設課
委員	野木町 都市整備課
委員	塩谷町 建設水道課
委員	高根沢町 都市整備課
委員	那須町 建設課
委員	那珂川町 建設課
委員	道路公社 施設管理部
委員	(公財)とちぎ建設技術センター 建設部
委員	東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社 無電柱化推進G
委員	自然オペレーションズ株式会社 アセットマネジメント部
委員	東那須太陽光発電所合同会社
委員	株式会社ケン・コーポレーション エネルギー事業開発部
委員	株式会社エナジー宇宙 導管管理部 小山・鹿沼導管設備課 導管工事係

	所 属
委員	東京ガスネットワーク株式会社 宇都宮導管・設備センター導管グループ 栃木幹線管理事務所
委員	株式会社INPEX パイプライン 両毛支所
委員	足利ガス株式会社 工務部工務課
委員	佐野ガス株式会社 インフラソリューション部
委員	(株)エネクル 技術本部 施設管理部 宇都宮グループ 工事課
委員	東上ガス(株) 栃木支店
委員	(株)ガスワン北関東 保安課
委員	日本瓦斯(株) 栃木営業所保安事業部
委員	鬼怒川ガス株式会社 業務部
委員	栃木ガス 供給保安部保安推進課
委員	(株)イイジマ
委員	栃木市水道事業管理者 上下水道局水道建設課
委員	佐野市水道事業管理者 水道課
委員	小山市水道事業管理者 水道施設課水道工務係
委員	上三川町水道事業管理者 上下水道課上水道工務係
委員	宇都宮市水道事業管理者 上下水道局水道管理課
委員	高根沢町水道事業管理者 上下水道課
委員	さくら市水道事業管理者 水道課
委員	矢板市水道事業管理者 矢板市水道課工務担当
委員	大田原市水道事業管理者 水道局上下水道課水道工務係
委員	那須塩原市水道事業管理者 上下水道部整備課
委員	那須町水道事業管理者 上下水道課水道施設係
委員	栃木県企業局 経営企画課
委員	鹿沼市水道事業管理者 水道課
委員	日光市水道事業管理者 上下水道部水道課水道施設管理係
委員	真岡市水道事業管理者 上下水道部水道課
委員	茂木町水道事業管理者 上下水道課工務係
委員	壬生町水道事業管理者 建設部水道課工務係
委員	塩谷町水道事業管理者 建設水道課
委員	那珂川町水道事業管理者 上下水道課
委員	芳賀中部上水道企業団 工務係
委員	野木町水道事業管理者 産業建設部上下水道課

栃木県地下占用物連絡会議 規約

別表

栃木県地下占用物連絡会議 名簿

※規約第4条第5項より、新規に専門部会を設置

	所 属
委員	下野市水道事業管理者 都市建設部上下水道局上下水道課下水道グループ
委員	足利市水道事業管理者 上下水道部水道施設課 建設担当
委員	那須烏山市水道事業管理者 上下水道課
委員	藤和那須リゾート(株)【那須町】リゾート事業部水道グループ
委員	平和郷管理(株)【那須町】那須管理事務所
委員	日光二社一寺水道事務所【日光市】
委員	ヒルタウンさつき野共用施設等管理組合【鹿沼市】
委員	野木町下水道管理者 産業建設部上下水道課下水道係
委員	栃木市下水道管理者 下水道建設課
委員	佐野市下水道管理者 上下水道局下水道課下水道維持係
委員	下野市下水道管理者 都市建設部上下水道局上下水道課下水道グループ
委員	上三川町下水道管理者 上下水道課下水道工務係
委員	宇都宮市下水道管理者 上下水道局下水道管理課
委員	さくら市下水道管理者 下水道課
委員	矢板市下水道管理者 矢板市下水道課施設担当
委員	大田原市下水道管理者 水道局上下水道課下水道維持係
委員	栃木県下水道管理事務所 工務管理課
委員	鹿沼市下水道事業管理者 上下水道部下水道課
委員	日光市下水道事業管理者 上下水道部下水道課
委員	真岡市下水道事業管理者 下水道課維持係
委員	益子町下水道事業管理者 産業建設部建設課下水道係
委員	市貝町下水道事業管理者 建設課
委員	芳賀町下水道事業管理者 都市計画課下水道係
委員	壬生町下水道事業管理者 建設部下水道課工務係
委員	那珂川町下水道事業管理者 上下水道課
委員	高根沢町下水道事業管理者 上下水道課
委員	那須塩原市下水道事業管理者 上下水道部整備課
委員	茂木町下水道事業管理者 上下水道課工務係
委員	足利市下水道管理者 足利市上下水道部下水道施設課
委員	小山市下水道管理者 建設水道部下水道施設課
委員	那須烏山市下水道事業管理者 上下水道課
委員	那須町 観光商工課

	所 属
委員	那須塩原市 産業観光部ツーリズム推進課観光施設係
委員	日光市 観光経済部観光課 観光振興係
委員	那須温泉開発(株)
委員	鬼怒川・川治温泉観光開発株式会社
委員	フィオーレ喜連川管理組合
委員	那須野が原土地改良区連合 施設管理担当
委員	上三川町土地改良区
委員	那須町土地改良区
委員	黒羽土地改良区
委員	湯津上土地改良区
委員	親園土地改良区
委員	大田原土地改良区
委員	南那須土地改良区
委員	芳賀台土地改良区
委員	塩那台土地改良区
委員	NTTインフラネット株式会社 栃木支店
委員	KDDI株式会社 KDDIエン지니어リング(株)ネットワーク建設本部光インフラ建設部道路調整グループ
委員	ソフトバンク株式会社 東日本ネットワークセンター 線路計画課
委員	アルテリア・ネットワークス株式会社 法人事業本部第一技術本部 線路オペレーション部線路メンテナンス課
委員	宇都宮ケーブルテレビ株式会社 CATV技術部
委員	株式会社USEN (株)USEN FIELDING北関東センター宇都宮支店
委員	株式会社TOKAIコミュニケーションズ ITサービス本部ネットワーク事業部 基幹設備部線路設備課
委員	テレビ小山放送株式会社 技術部
委員	わたらせテレビ株式会社 技術部
委員	ケーブルテレビ株式会社 技術部伝送システム課
委員	一般財団法人首都圏ケーブルメディア 業務部設備企画課
委員	栃木県警察本部 交通部交通規制課交通管制センター信号第1係
委員	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 鉄道事業部設備ユニット設計協議
事務局	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所 管理第一課・管理第二課 栃木県県土整備部 道路保全課 東日本高速道路株式会社関東支社 宇都宮管理事務所

これまでの経緯

取組	年度	メンテナンスサイクル1巡目	メンテナンスサイクル2巡目	メンテナンスサイクル3巡目
		平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和7年度
1 メンテナンス会議		平成26年度～平成29年度 年3回実施 平成30年度 年2回実施	令和元年度 年2回実施 令和2年度 年1回実施 令和3年度 年2回実施 令和4年度 年1回実施 令和5年度 年2回実施	令和6年度 年1回実施 令和7年度 第1回 10月17日
2 メンテナンス会議 幹事会		平成26年度 年4回実施 平成27年度～平成28年度 年2回実施 平成30年度 年2回実施	—	
3 跨道橋連絡部会 (会議)		平成26年度 年1回実施 平成28年度 年1回実施	令和3年度 年1回実施	
4 道路鉄道連絡会議		平成28年度～平成30年度 年1回実施	令和元年度～令和5年度 年1回実施	令和6年度 年1回実施 令和7年度 第1回 10月17日
5 地下占用物連絡会議		—	—	令和7年度 第1回 4月25日 第2回 8月 8日
6 橋梁点検講習会		平成27年度 年4回実施 平成28年度、平成30年度 年2回実施 平成29年度 年6回実施	令和元年度 年2回実施	令和6年度 年1回実施 令和7年度 第1回 11月～2月予定
7 講演会等の実施		平成27年度 平成28年度 平成30年度 各年1回実施	—	

令和7年度の道路メンテナンス会議関連スケジュール

月	会議名	議題(案)
4月25日	第1回 地下占用物連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地下占用物連絡会議の設置について ・道路の老朽化対策と陥没事案への対応
8月8日	第2回 地下占用物連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の主な占用物の点検状況を共有
8月25日	《道路メンテナンス年報の公表》	
10月17日	第1回 道路メンテナンス会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画の策定、更新について ・修繕等措置の実施状況について
10月17日	第1回 道路鉄道連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・跨線橋の点検、修繕状況について
11月～2月	橋梁点検等講習会(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな点検支援技術等の活用、体験等

3) 令和 6 年度の点検状況及び令和 7 年度の点検計画

令和6年度の点検状況及び令和7年度の点検計画（橋梁）

※2024年度末時点

道路管理者	令和6年度 点検実施数	令和7年度 点検計画数	備考 (管理総数)
国土交通省	52	221	439
高速道路会社	235	71	500
栃木県 (公社含む)	536	632	3068
宇都宮市	241	281	1264
足利市	92	192	742
栃木市	184	179	816
佐野市	113	112	590
鹿沼市	147	152	648
日光市	83	136	585
小山市	37	42	426
真岡市	67	58	502
大田原市	107	104	414
矢板市	190	6	186
那須塩原市	57	42	236

道路管理者	令和6年度 点検実施数	令和7年度 点検計画数	備考 (管理総数)
さくら市	273	59	273
那須烏山市	0	39	139
下野市	48	49	233
上三川町	58	80	245
益子町	19	21	97
茂木町	20	30	175
市貝町	10	13	74
芳賀町	51	54	260
壬生町	12	43	140
野木町	0	2	28
塩谷町	155	16	154
高根沢町	40	40	210
那須町	263	263	261
那珂川町	42	54	223

・国土交通省（宇都宮国道事務所）の管理橋梁数のうち、74橋が茨城県所在地であり、2橋が埼玉県所在地である。

令和6年度の点検状況及び令和7年度の点検計画（トンネル）

※2024年度末時点

道路管理者	令和6年度 点検実施数	令和7年度 点検計画数	備考 (管理総数)
国土交通省	0	0	0
高速道路会社	0	6	14
栃木県 (公社含む)	9	8	60
足利市	0	0	1
日光市	1	0	11
大田原市	0	0	1
那須塩原市	0	0	3
那須烏山市	0	0	2
那珂川町	0	0	1

令和6年度の点検状況及び令和7年度の点検計画（道路附属物等）

※2024年度末時点

道路管理者	令和6年度 点検実施数	令和7年度 点検計画数	備考 (管理総数)	道路管理者	令和6年度 点検実施数	令和7年度 点検計画数	備考 (管理総数)
国土交通省	18	46	166	矢板市	5	0	5
高速道路会社	62	33	190	那須塩原市	0	4	5
栃木県 (公社含む)	45	46	251	さくら市	3	1	3
宇都宮市	5	0	17	下野市	0	1	9
足利市	0	0	8	上三川町	0	1	2
栃木市	0	0	1	益子町	0	0	1
佐野市	0	0	2	市貝町	0	0	0
鹿沼市	0	0	7	芳賀町	4	0	3
日光市	3	5	3	壬生町	0	0	1
小山市	2	1	8	塩谷町	1	0	1
真岡市	0	0	1	那須町	2	2	2
大田原市	0	1	5				

- ・国土交通省（宇都宮国道事務所）が管理する道路附属物等のうち、17施設が茨城県所在地である。
- ・道路附属物等とは、大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識等である。

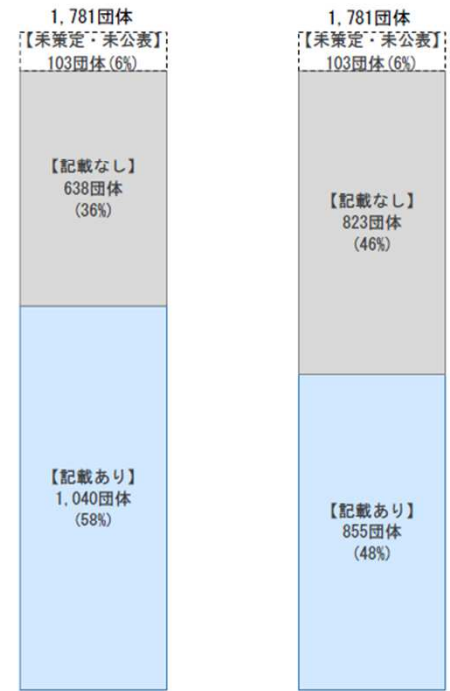
4) 個別施設計画（長寿命化計画）の策定

【個別施設計画(長寿命化計画)の策定】概要

「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」において、「集約・撤去や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果については、個別施設計画に記載する地方公共団体が令和7年度までに100%となるよう取り組む」こととしている。なお、個別施設計画への記載は、令和8年度より道路メンテナンス事業補助制度を適用する際の要件となる。

■短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の記載状況

「短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果」を記載していない地方公共団体は、「新技術等の活用」で638団体（36%）、「集約・撤去」で823団体（46%）



新技術等の活用の短期的数値目標 及びそのコスト縮減効果
集約・撤去など費用の短期的数値目標 及びそのコスト縮減効果

※2024年3月31日時点(国土交通省道路局調べ)
 ※地方公共団体(1,781団体)の内訳は、都道府県:47団体、政令市:20団体、市区町村:1,714団体(特別区含む)
 ※橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画

■短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の記載イメージと事例

【記載イメージ】

○○市 橋梁 長寿命化修繕計画 【個別施設計画】 記載内容 ・計画全体の方針 ・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果 ・個別の構造物ごとの事項(諸元、点検結果等)	【集約化・撤去】 (例) 以下の取組を実施することで、令和7年度までに○○千円のコスト縮減を目指す ・令和5年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない○橋の集約化・撤去を目指す	【新技術等の活用】 (例) 令和7年度までに、管理する橋梁の内○○橋で新技術を活用し、従来技術を活用した場合と比較して○千円のコスト縮減を目指す。
--	---	--

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

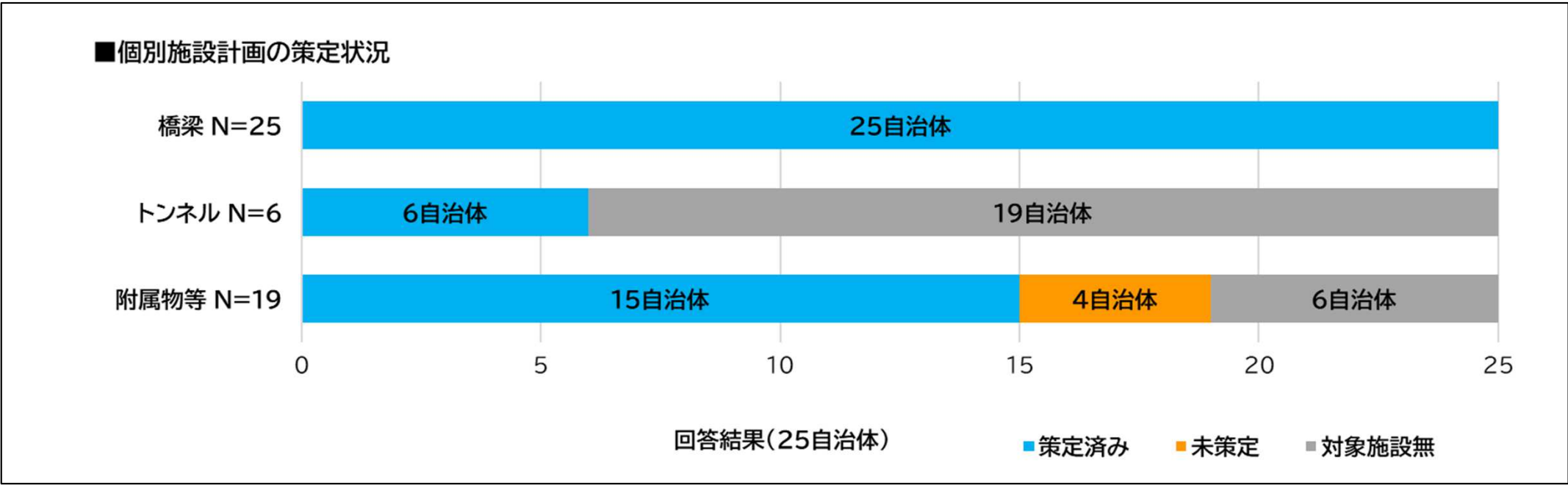
【記載事例】

集約化・撤去	令和2年度点検の結果、 迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなった1橋 について、今後、周辺状況や利用調査を基に、 令和7年度までの集約化・撤去を目指す ことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる 費用を約6割程度縮減することを目指します。
新技術等の活用	2025年(令和7年)までの5年間に、定期点検を実施する橋梁3橋については、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円のコスト縮減を目指します。

その他の記載事例は、令和4年6月7日事務連絡「長寿命化修繕計画への短期的数値目標等の記載事例について(周知)」を参照すること。

【個別施設計画(長寿命化計画)の策定】栃木県における策定状況

- 個別施設計画（長寿命化計画）は、**栃木県内の橋梁とトンネルについては全25自治体で策定済み。**
（全25自治体のうちトンネルは6自治体で対象施設あり、19自治体は対象施設無し）
- **附属物等は対象施設がある19自治体のうち、15自治体は策定済であるが4自治体が未策定。**

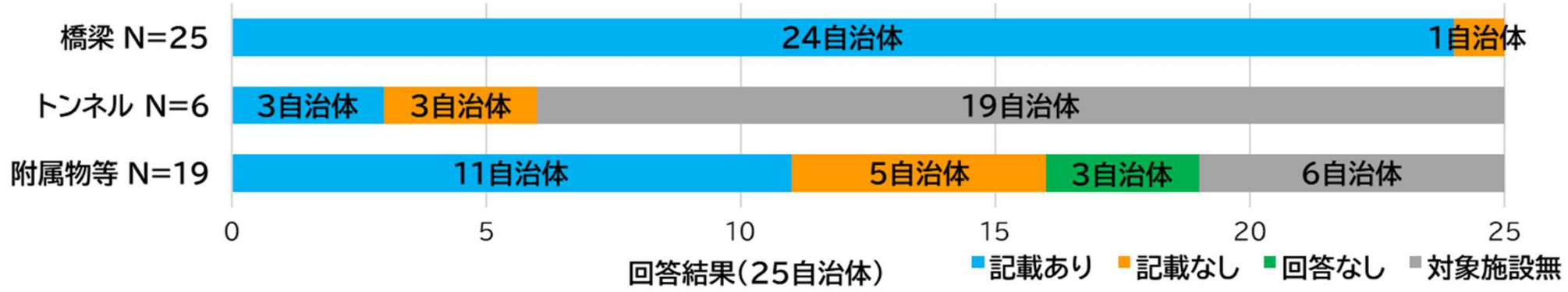


対象工種	個別施設計画が未策定の理由・課題
附属物	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象施設が少ないため、全体計画見直しの際に併せて策定予定。

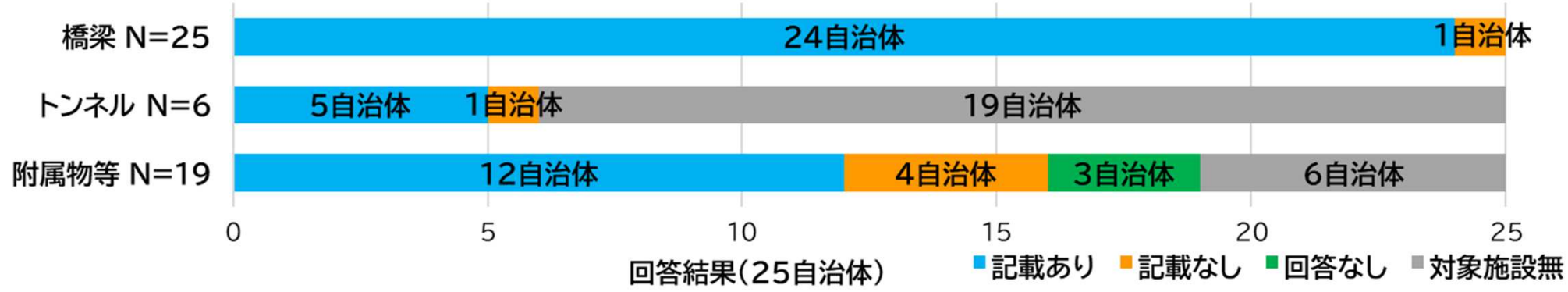
【個別施設計画(長寿命化計画)の策定】栃木県における策定状況

- 「集約・撤去」および「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、令和7年9月時点における個別施設計画への記載状況は以下の通りである。
 - 橋 梁：「集約・撤去」・「新技術等の活用」とともに、25自治体のうち24自治体で記載あり。残りの1自治体は令和7年度中に記載予定との回答。
 - トンネル：6自治体のうち「集約・撤去」は3自治体で記載あり。記載が無かった3自治体のうち2自治体は代替路線が無い場合集約・撤去の対象が無いとの回答。「新技術等の活用」は5自治体で記載あり。
 - 附属物等：19自治体のうち、「集約・撤去」は11自治体、「新技術等の活用」は12自治体で記載あり。

「集約撤去」に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の記載状況



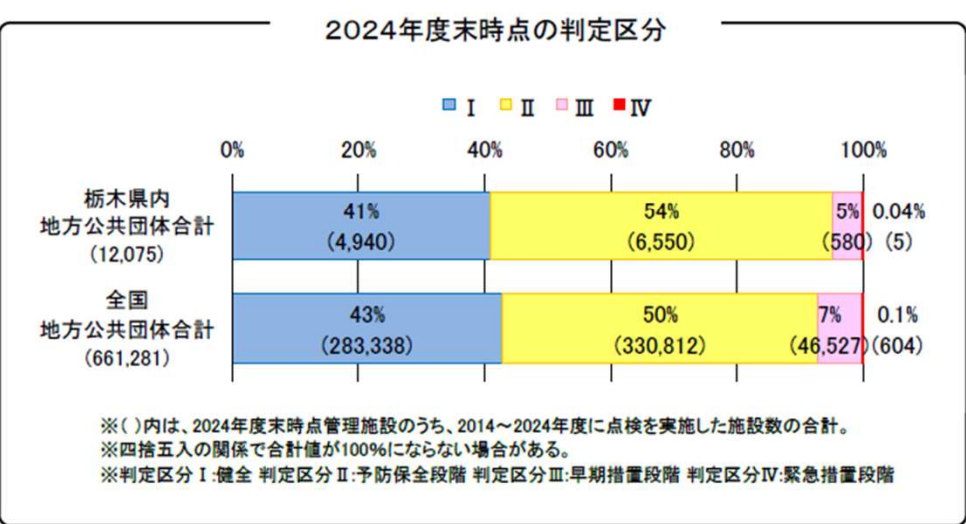
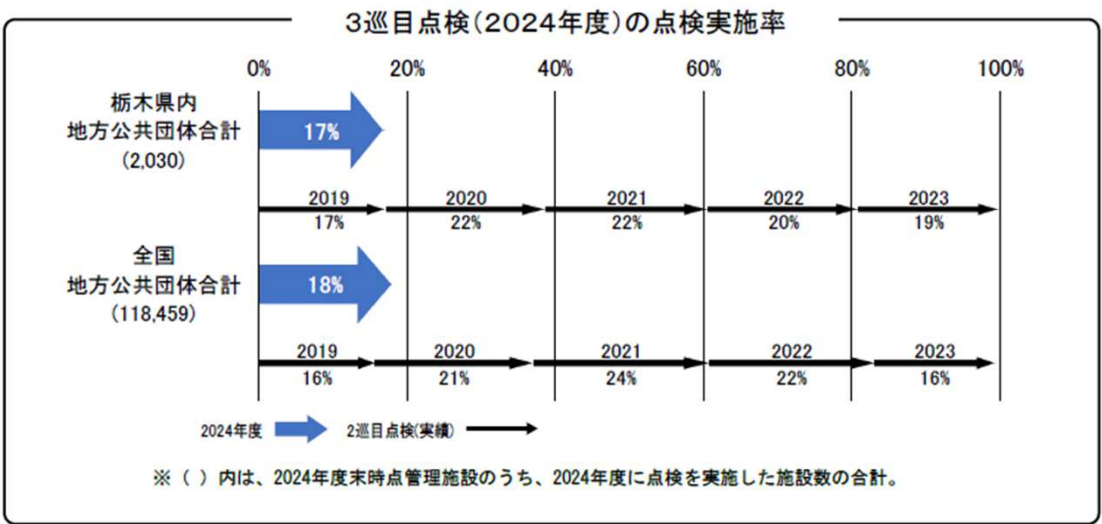
「新技術」に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の記載状況



5) 点検結果を踏まえた修繕等措置の実施状況

【修繕等措置の実施状況】栃木県における橋梁の老朽化対策の状況

栃木県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況



判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

〇2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置完了済の施設数	
			昨年度からの着手済施設増加数 ※	昨年度からの完了済施設増加数 ※
栃木県内 地方公共団体 合計	550	325 (59%)	52	178 (32%)
全国 地方公共団体 合計	49,011	28,537 (58%)	5,651	15,574 (32%)

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

〇3巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

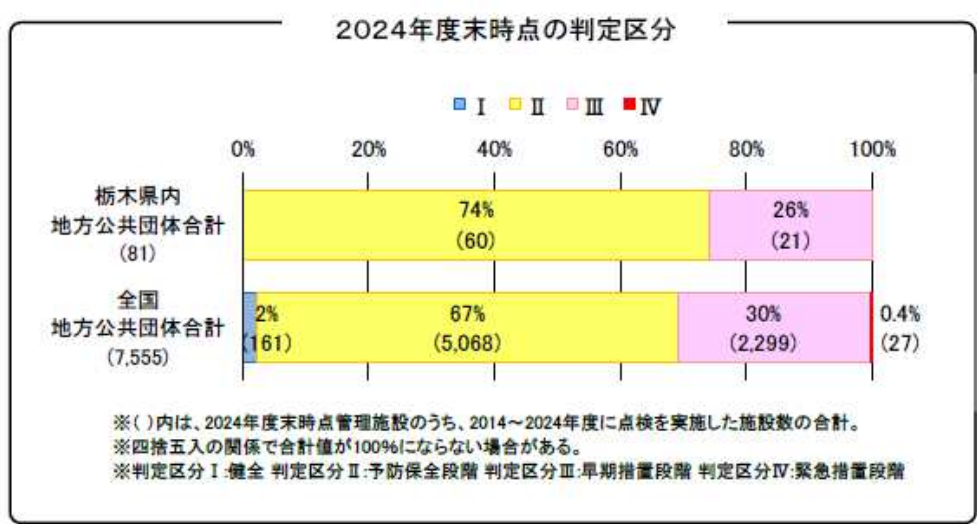
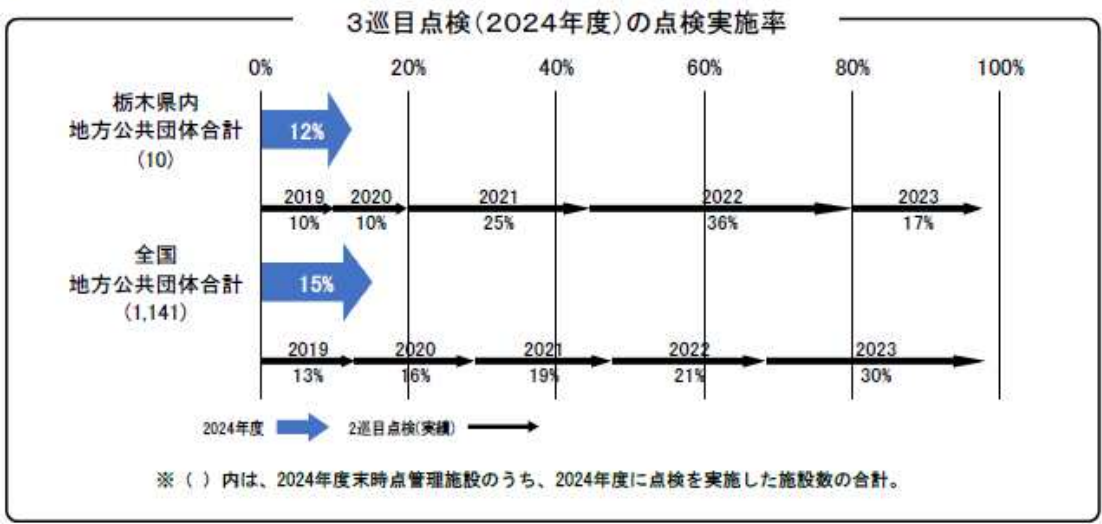
道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置完了済の施設数	
			昨年度からの着手済施設増加数 ※	昨年度からの完了済施設増加数 ※
栃木県内 地方公共団体 合計	104	6 (6%)	6	1 (1%)
全国 地方公共団体 合計	7,852	1,107 (14%)	1,107	141 (2%)

< 出典 >

※1 道路メンテナンス年報 国土交通省道路局 2025年8月

【修繕等措置の実施状況】栃木県におけるトンネルの老朽化対策の状況

栃木県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況



判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

〇2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置完了済の施設数 C (C/A)	
			昨年度からの着手済施設増加数 ※	昨年度からの完了済施設増加数 ※
栃木県内 地方公共団体 合計	19	15 (79%)	3	14 (74%)
全国 地方公共団体 合計	2,371	1,677 (71%)	325	1,044 (44%)

〇3巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

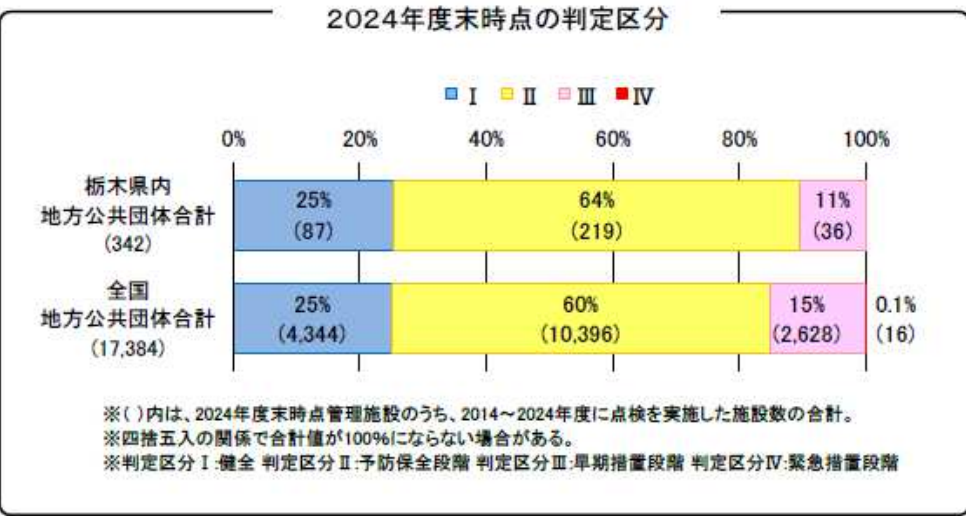
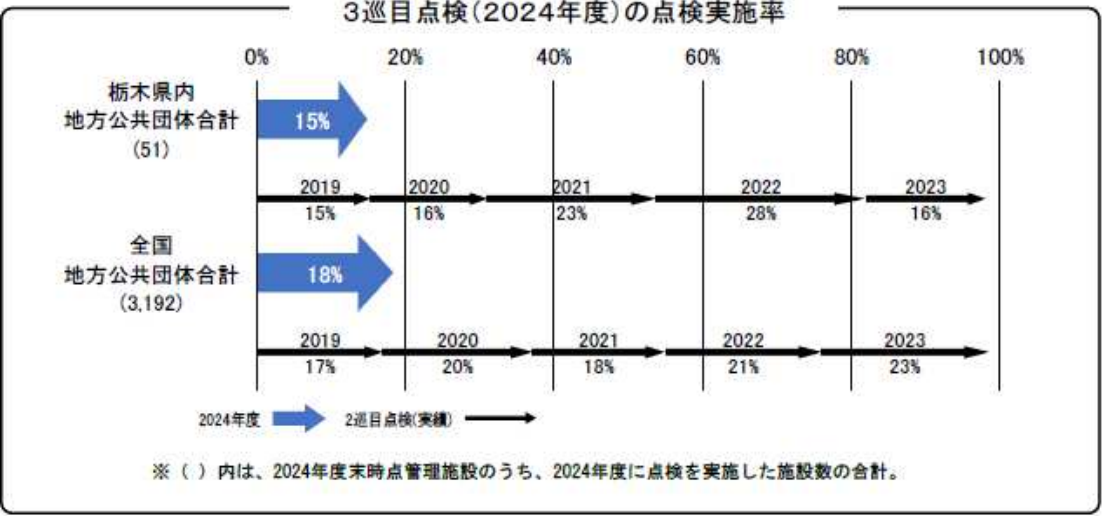
道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置完了済の施設数 C (C/A)	
			昨年度からの着手済施設増加数 ※	昨年度からの完了済施設増加数 ※
栃木県内 地方公共団体 合計	3	0 (0%)	0	0
全国 地方公共団体 合計	299	19 (6%)	19	4 (1%)

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

【修繕等措置の実施状況】栃木県における附属物等の老朽化対策の状況

栃木県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況

※道路附属物等：シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等



判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置完了済の施設数 C (C/A)	
			昨年度からの着手済施設増加数 ※	昨年度からの完了済施設増加数 ※
栃木県内 地方公共団体 合計	30	17 (57%)	0	12 (40%)
全国 地方公共団体 合計	2,743	1,766 (64%)	396	998 (36%)

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○3巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

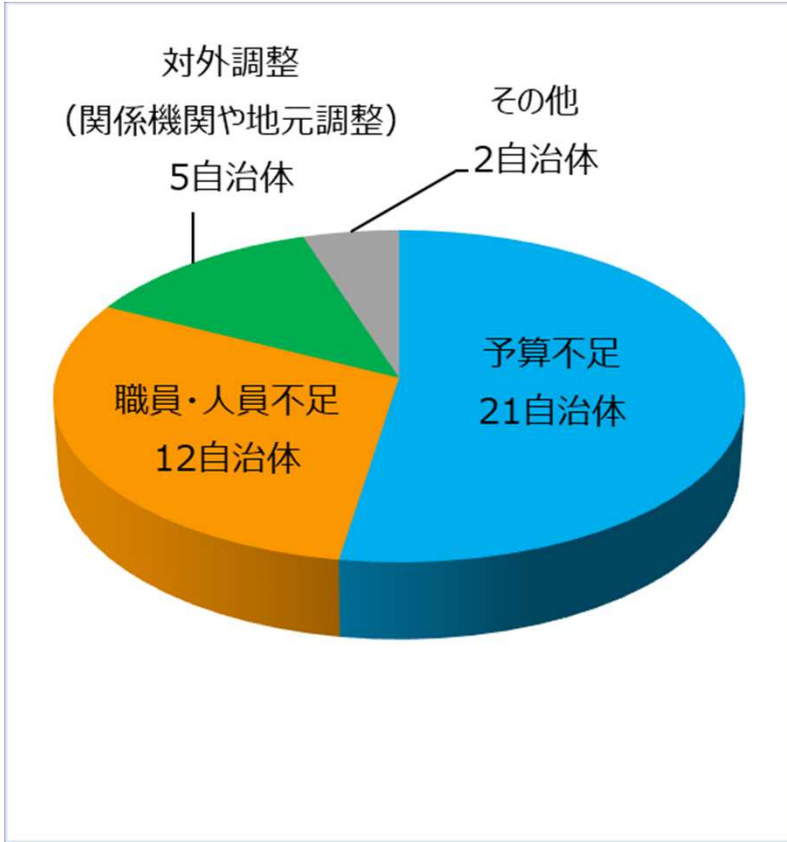
道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置完了済の施設数 C (C/A)	
			昨年度からの着手済施設増加数 ※	昨年度からの完了済施設増加数 ※
栃木県内 地方公共団体 合計	8	0 (0%)	0	0
全国 地方公共団体 合計	346	34 (10%)	34	0

< 出典 >

※1 道路メンテナンス年報 国土交通省道路局 2025年8月

【修繕等措置の実施状況】点検結果を踏まえた修繕を実施する際の課題

- 修繕を実施する際の課題は「**予算不足**」が最も多く、**21自治体**が回答。具体的には、**財政状況が厳しい、新技術を活用したいがコストが高い**等の意見があった。
- 次に多い課題は「**職員不足**」であり、**12自治体**が回答。主として**技術系職員（修繕工事等）**が不足している等の意見があった。
- 上記の他、「**対外調整（関係機関や地元調整）**」で**5自治体**、「**その他**」で**2自治体**より回答があった。「その他」では、**予防保全的な対策ができていない**との意見があった。



分類	課題・要望
予算不足	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 財政が厳しい ➤ 新技術のコスト増加 (既存方法と比較)
職員・人員不足	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員の減少 ➤ 技術系職員の不足 (修繕工事等)
対外調整	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地元調整 ➤ 鉄道事業者との調整
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予防保全的な対策ができていない

点検結果を踏まえた修繕を実施する際の課題
(25自治体:複数回答可)

【修繕等措置の実施状況】点検結果を踏まえた修繕を実施する際の課題

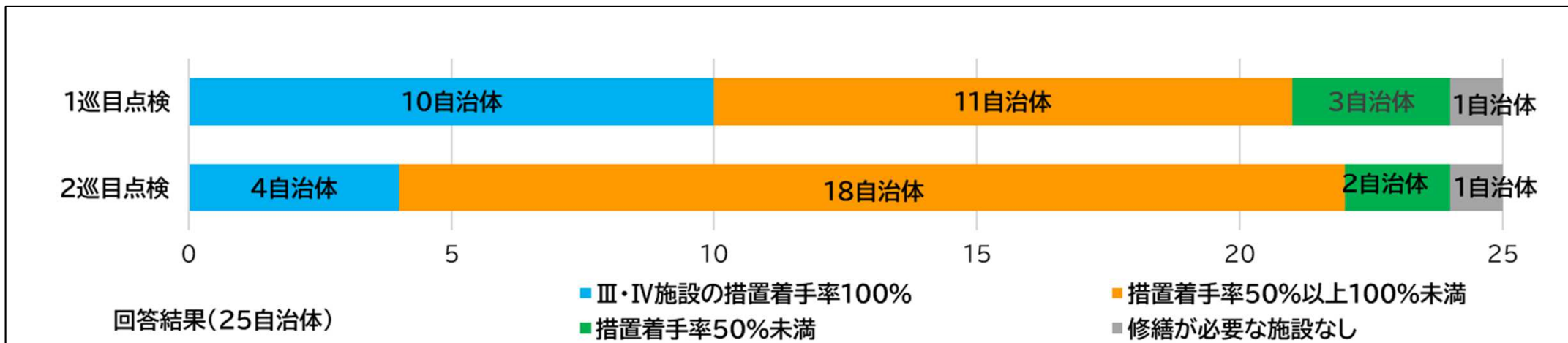
修繕を実施する際の課題・要望(個別意見)

種別	修繕を実施する際の課題・要望
予算不足	<ul style="list-style-type: none"> ➤ III判定施設に対する措置は順調に進められているものの、II判定施設に対しては予算・人員の確保が困難であり、II判定施設に対する措置までは着手することができない場合がある。 ➤ 予防保全段階での修繕が長寿命化にとって不可欠だと思うが、II判定施設に補助金が付きにくく、単費のみの対応は困難。 ➤ 市の財政が厳しいため。 ➤ 橋梁の利用状況を考えた場合、優先度が低くなってしまうことがあり、予算が確保できない。 ➤ 計画橋梁数に応じて予算の確保に至らず、計画通りに実施できていない。 ➤ 新技術を比較検討すると既存工法の方が経済的になる場合があり、補助金の活用が難しい。 ➤ 修繕費用の高騰。
職員・人員不足	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術系職員が不足している。 ➤ 修繕工事を担当する職員が不足しているため。 ➤ 職員数が減ってきており、工事の執行を行える職員も少なくなっているため、円滑に工事を執行することが難しくなっている。
対外調整	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 橋梁撤去を行うための予算確保および地元調整。 ➤ 鉄道事業者からの見積の妥当性の判断が困難であり、確認のために時間を要する。 ➤ 人員も不足しており地元調整が整うまでには時間を要するため。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本来であれば、損傷が軽微な「II判定(予防保全)」の段階で計画に対策を講じることが、橋梁の長寿命化と将来的な維持管理コストの縮減に繋がるが、管理する橋梁のうち、「II判定」と診断された橋梁は全体の6割以上を占めており、これらの橋梁が今後「III判定」へと進行する前にいかに効率的に対策を講じていくかが大きな課題である。 ➤ 現状では「III判定」への対応に多くのリソースを割かざるを得ないため、「II判定」の橋梁に対する予防保全的な対策は実施できていない状況である。

6) 措置が低調な地方公共団体の課題把握

【措置が低調な地方公共団体の課題】Ⅲ・Ⅳ判定施設の措置着手率及び課題

- 1巡目点検（2014～2018年度）で修繕が必要と判断されたⅢ・Ⅳ判定の施設に対して、措置着手率100%は10自治体で、100%未満は14自治体、50%未満は3自治体であった。
- 2巡目点検（2019～2023年度）で修繕が必要と判断されたⅢ・Ⅳ判定の施設に対して、措置着手率100%は4自治体で、100%未満は20自治体、50%未満は2自治体であった。
- 修繕措置に着手できていない理由としては「予算不足」を挙げる自治体が多かった（11自治体）。また、改善策としては「予防保全対策の推進」、「国費活用のため確実な計画策定」などの意見があった。



種別	修繕措置に着手できていない理由
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予算不足 (橋梁架け替え工事やトンネル点検のコストが膨大なため予算不足等) ➤ 人手不足

種別	課題解決に向けた改善策
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予防保全的な対策 (損傷が軽微なうちに修繕) ➤ 国費活用のために確実な計画策定 ➤ 予算・人員の増加要求

【措置が低調な地方公共団体の課題】Ⅲ・Ⅳ判定施設の措置着手率及び課題

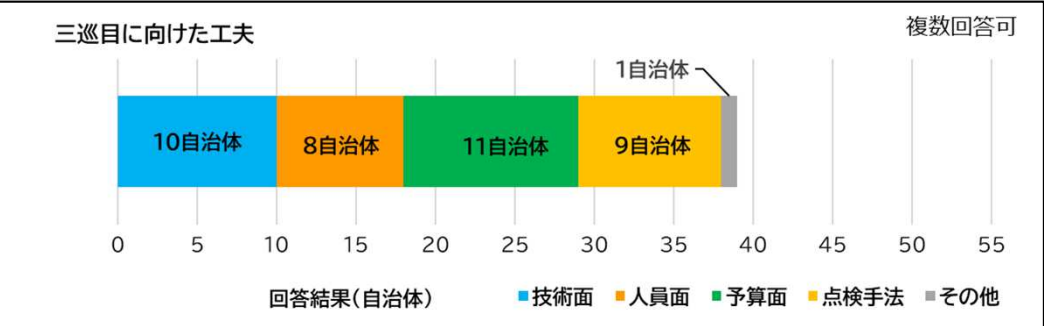
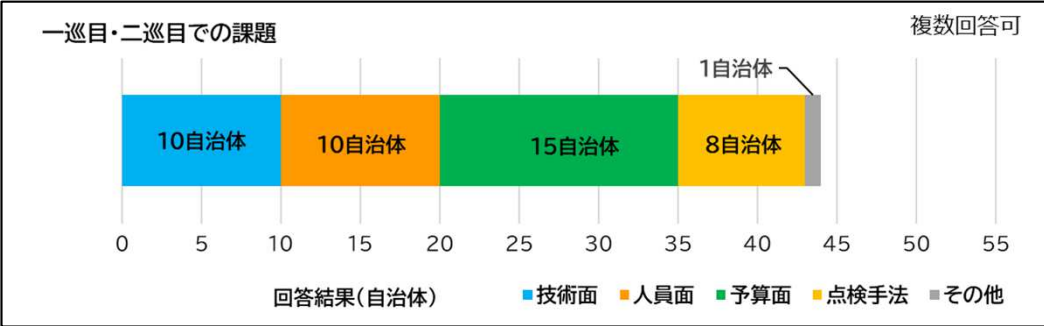
点検5年以内に修繕措置に着手できていない理由・課題と改善策(個別意見)

大別	細別	点検5年以内に修繕措置に着手できていない理由・課題と改善策
予算不足	理由・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予算不足。 ➤ 計画橋梁数に応じた予算の確保に至らず、計画通りに実施できていない。 ➤ トンネル点検では、コストが膨大なため予算が確保できていない。
	改善策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予算の確保および国費の活用に向けて計画を見直し・更新する。 ➤ 予算の増加。 ➤ 安価に落橋が出来る手法の確立。
職員・人員不足	理由・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員・人員不足。
	改善策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人員の補充。
優先順位	理由・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ Ⅲ判定の中でも優先順位をつけて修繕措置をしているため。 ➤ ⅢまたはⅣ判定で修繕措置に着手できていない橋梁は10橋であるが、現在のところ、2橋の更新(架け替え)を優先に実施しているため、修繕措置に予算を充てられない状況である。
	改善策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 劣化状況が軽微なうちに措置を講ずる。 ➤ 危険度が高く、更新が必要な橋梁の措置が完了次第、修繕措置完了率を上げるよう努める。
措置不可・不要	理由・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 橋梁は通行止措置などで着手していない。 ➤ 平成30年度点検で判定区分Ⅲとされたが、用途変更に伴い、令和4年度の点検で判定区分Ⅱに移行したため。 ➤ Ⅳ判定の橋梁は落橋調整中のため。 ➤ 河川改修で掛け替えが予定されている橋梁があるため。

7) 点検三巡目を推進する上での一巡目・二巡目と 比較した課題や工夫等

【点検三巡目の推進に向けた課題・工夫等】点検二巡目までの比較

- 点検一巡目・二巡目までの課題としては、**予算面（点検・修繕・撤去等）**での課題が最も多く挙げられており、次に**技術面・人員面（職員の技術力不足等）**が挙げられた。
- 点検三巡目に向けての工夫としては、**修繕計画の見直しや直営点検の対象拡大などで予算不足を補う意見や、逆に全橋委託して人材不足を補うとの意見、点検支援技術の適切な活用によりコスト縮減を図る等、**様々な意見が寄せられた。



種別	一巡目・二巡目での課題	三巡目に向けた工夫
技術面 人員面	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人事異動に伴う担当者の経験不足 ➤ 補修に関する知識不足 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直営点検による技術力向上 ➤ 全橋委託による点検を実施
予算面	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 積算資料の改訂に伴う点検費用の増加 ➤ 施設の撤去費用の確保 ➤ 新技術の導入費用が高い ➤ 予防保全的な対策への予算確保 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 修繕計画を見直す （優先順位付け、集約撤去の検討等） ➤ 直営点検の対象を拡大による予算縮減
点検手法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 点検手法に対する技術的判断が難しい ➤ 新技術の適用性・効果の判断に迷う 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ コスト縮減効果のある新技術の活用 ➤ AI診断技術の導入

【点検三巡目の推進に向けた課題・工夫等】自治体からの意見

大別	細別	点検一・二巡目での課題と点検三巡目に向けた工夫
予算不足	要因・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和7年4月に道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）の改訂に伴い、道路橋点検に係る業務委託の費用が増大してしまい、予算不足が生じてしまっている。 ➤ 限られた予算の中で、緊急性の高い橋梁への対策（事後保全）と、多数を占める橋梁の劣化を防ぐ対策（予防保全）との両立が課題である。 ➤ 人件費の増加に伴い業務委託料が増大している。
	対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国費活用のために修繕計画の見直し及び橋梁修繕計画の平準化を行う。 ➤ 「長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の重要度に応じた優先順位付けや、利用状況に応じた集約・撤去の検討を進め、限られた予算を効果的に活用する。 ➤ 直営点検の対象を拡大して予算縮減に努める。
人員不足 技術力不足	要因・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直営点検に行ける時間の確保が困難な場合がある。 ➤ 担当する技術系職員が不足しており、事務処理等において負担となっている。
	対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託点検の予算を確保し、直営点検の対象を減らす。 ➤ 担当者（直営点検）によるばらつき解消も含めて全橋委託による点検を行う。
技術力不足	要因・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術系職員の減少や定期異動により、点検の技術力の継承が低下している。 ➤ 点検手法に対する技術的な判断(人事異動に伴う担当者の経験不足)が難しい。 ➤ 点検資格を持つ人員、橋梁補修に関する知識を有する人員が不足している。
	対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ とちぎ建設技術センターの研修を利用し知識習得する。 ➤ 職員直営の点検も一定数実施し技術力を身に着ける。
新技術	要因・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 橋梁毎に現場条件が異なるため、新技術の適用性や効果の判断に迷う。 ➤ 新技術の費用について、立地条件等により従来の点検方法の方が安価な場合が多い。 ➤ 町の橋梁の規模では、点検における新技術を使えない。
	対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新技術が適用可能かつコスト縮減も可能である橋梁を選定し、新技術の活用を図る。 ➤ AI診断を導入する。

【点検三巡目の推進に向けた課題・工夫等】新技術の活用


○ 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。（令和7年4月に新たに60技術を追加）

＜主な掲載技術＞


【橋梁・トンネル】 H31. 2 ～ 【土工】 (R5. 11 ～)

画像計測

- ・橋梁 : 81(13)技術
- ・トンネル : 41 (3)技術
- ・土工 : 8 (-)技術




ドローンによる損傷把握




MMS※1を活用した
斜面・のり面点検

非破壊検査

- ・橋梁 : 47(8)技術
- ・トンネル : 27(2)技術
- ・土工 : 3 (-)技術




AEセンサを利用した
PCグラウト充填把握




レーダーを利用した
トンネル覆工の変状把握

計測・モニタリング


- ・橋梁 : 73(10)技術
- ・トンネル : 19(1)技術



衛星SAR等を活用した
道路土工点検及び防災点検※2



光ファイバーセンサーによる
橋梁モニタリング



トンネル内附属物の
異常監視センサー

データ収集・通信

- ・4(-)技術

【舗装】 (R4. 9 ～)

ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI

- ・45(16)技術



AIによる自動判定



スマートフォンで取得した画像
と加速度による路面性状測定


【道路巡視】 (R5. 3 ～)

ポットホール・区画線の摩耗・建築限界の超過・標識隠れ

- ・27(7)技術



スマートフォンで取得した画像
によるポットホール検知



ドライブレコーダーで取得した
画像による区画線の摩耗判定

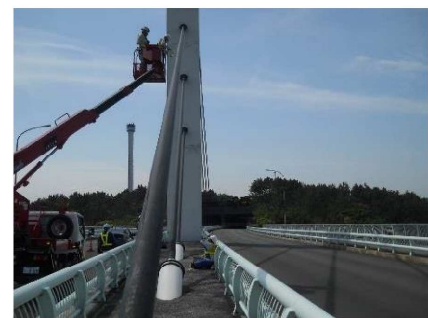
※()内は今回新たに追加された技術数

※1 MMS(モービルマッピングシステム)
※2 国土地理院ウェブサイトより出典

【点検三巡目の推進に向けた課題・工夫等】新技術の活用<橋梁>

- 令和7年度は、橋梁の点検に活用できる技術を、新たに31技術追加。
- 斜材ケーブルに設置した装置を移動しながら斜材表面を撮影する画像計測技術、ドローンに搭載した赤外線カメラ画像からうきを検知する非破壊検査技術、GNSS測位技術を用いて遊間の変位を測定する計測・モニタリング技術等を新たに掲載

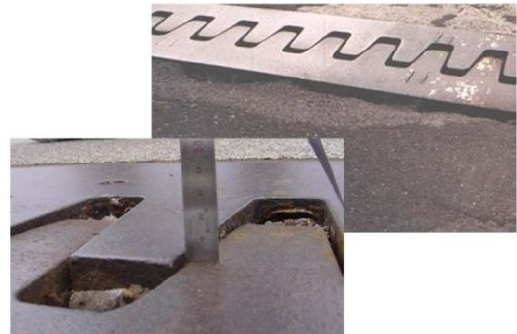
従来点検



高所作業車による近接目視



人による叩き



近接して計測(遊間異常、段差)



点検支援技術

画像計測技術(13技術)

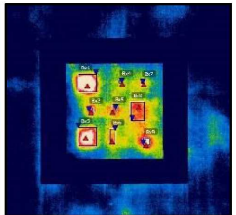


撮影画像
4台のビデオカメラで斜材の全周を撮影

装置を斜材ケーブルへ挟み込むように設置
斜材上を移動しながら損傷状況を把握

<掲載技術名>
自走式斜材点検ロボット
(検出項目:斜材表面の変状)

非破壊検査技術(8技術)

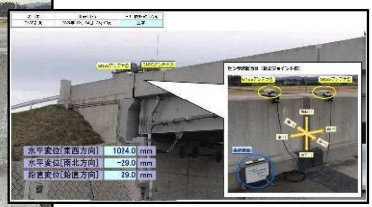


赤外線画像の解析結果
(部材の表面温度分布)

ドローンに搭載した赤外線カメラ画像を解析
表面温度分布の違いからうきを検知

<掲載技術名>
ドローンに搭載した赤外線カメラによる変状調査技術
(検出項目:うき)

計測・モニタリング技術(10技術)



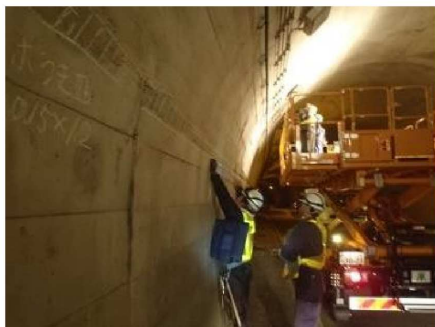
解析結果はクラウドサーバへ伝送
(PC・スマートフォンで閲覧可)

GNSS測位技術を用いて遊間の変位を測定(遊間異常の検知を目的)

<掲載技術名>
GNSSを用いた橋梁の変位検知技術
(検出項目:変位-遊間の異常)

【点検三巡目の推進に向けた課題・工夫等】新技術の活用<トンネル>

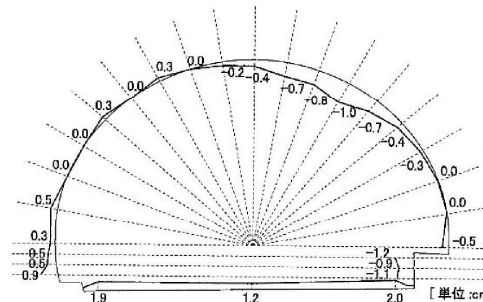
従来点検



近接目視により、覆工のひび割れ等の有無を確認



打音検査により、うき等による打音異常の有無を確認



断面計測結果のとりまとめ



点検支援技術

画像計測技術(3技術)



撮影画像からひび割れ等を自動検出



自動検出されたひび割れ

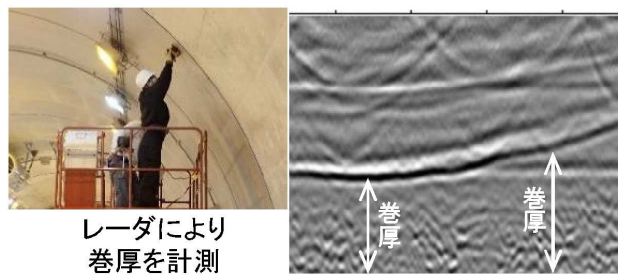
AIと画像処理技術によりひび割れ、漏水・遊離石灰等の変状を自動検出

<掲載技術名>

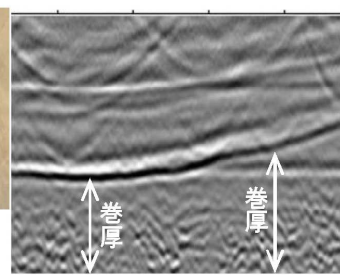
デジタル画像とAIを用いたトンネル点検サポートシステム

(検出項目:ひび割れ、漏水等・遊離石灰等)

非破壊検査技術(2技術)



レーダにより巻厚を計測



巻厚

巻厚

レーダにより、うき、背面空洞、巻厚不足等を検出

<掲載技術名>

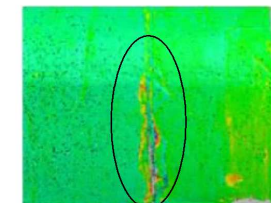
ストラクチャスキャン(電磁波レーダ)による覆工検査

(検出項目:うき、背面空洞、巻厚不足等)

計測・モニタリング技術(1技術)



変形の差分をコンター表示



緑色(変形0)に対して、変形量に応じた色分け表示

3次元点群データ解析により、変形等を把握し、カラーマップ表示する

<掲載技術名>

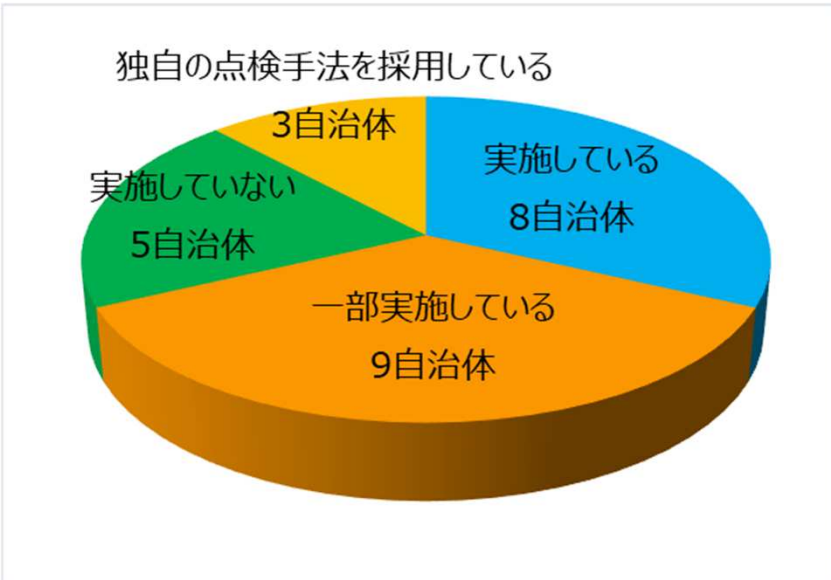
3次元点群データの差分解析による異常箇所の見える化技術

(検出項目:変形)

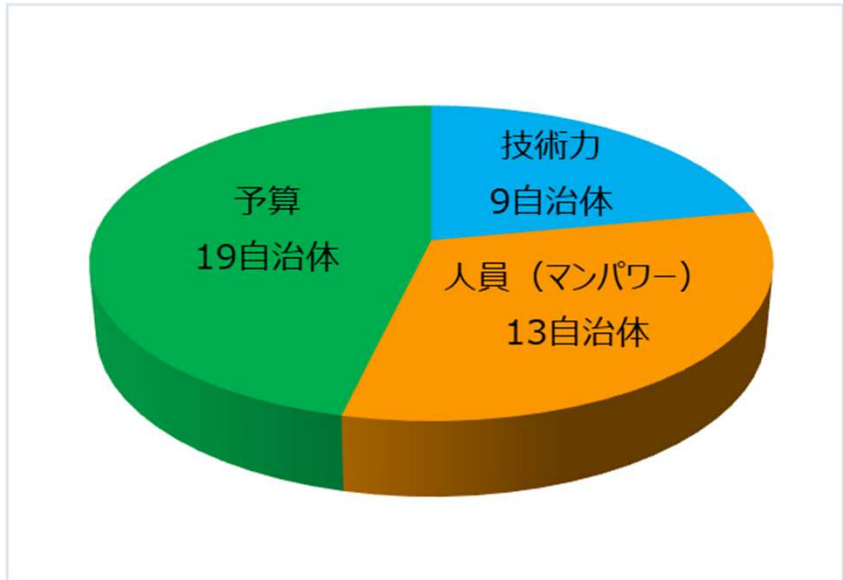
8) 舗装の点検における課題、問題意識 (予算、点検方法、修繕、記録など)

【舗装の点検における課題、問題意識】点検実施状況と点検時の課題

- ❑ 舗装点検要領（H28.10国土交通省道路局）に基づく点検は25自治体のうち、8自治体で実施済、9自治体で一部実施、5自治体で未実施との回答であった。なお、他の3自治体は独自の点検手法で点検を実施しているとの回答であった。
- ❑ 舗装点検における課題としては、外部委託する予算が不足している、職員が直営で点検しているが人員が不足している、といった意見が寄せられた。



舗装点検要領に基づく舗装点検の実施状況(25自治体)



舗装点検における課題・問題点

種別	舗装点検における課題・問題点	
課題 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象範囲が膨大なため、幹線道路に限って点検を実施している ➤ 路面性状調査のコストが高い ➤ 舗装の劣化が進行・増加し、修繕対応が追い付かない 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外部委託のため職員の技術力不足 ➤ 現業職員を新規に採用していないため、いずれは人員不足となる

【舗装の点検における課題、問題意識】自治体からの意見

種別	舗装点検における課題・問題点
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活道路を含めて管理延長が膨大であるため、舗装点検は主に幹線道路のみを対象としている。 ➤ 市道の路線数が多く延長も長い。
予算不足	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象範囲が膨大なため、予算の確保が難しい。 ➤ 路面性状調査を行うための費用が膨大である。 ➤ 予算がないため、委託で点検を行うことが難しい。
人員不足	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 点検に多大な人員を要している。 ➤ 現業職員が点検を行っているのが現状であり、現業職員を新規に採用していないことから、将来的に人員不足となる恐れがある。 ➤ 人員が少ないため、全路線を満足に巡回できていない。 ➤ 市内全域の舗装点検（パトロール）は現在、10名（正職員8名、再任用職員2名）の体制により道路補修等の作業を行っている。保全管理課運転手については、原則不補充の状態が続いている中、市民からの道路補修依頼は途切れることは無く、維持管理業務が逼迫している状況であり、舗装点検（パトロール）が追いついていないことが課題である。
技術力不足	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広範囲にわたって劣化が進行しているため、限られた人員による目視点検などでは、すべての損傷を正確かつ迅速に把握することが極めて困難な状況であることが課題となっている。 ➤ 外部委託であり、業務に時間を多く費やせないため職員一人一人の技術力が不足している。 ➤ 舗装の修繕に知見のある職員が少ない、また担当する職員が少ない。 ➤ 職員の巡回による目視で点検を行っているが、職員により評価に差が出ている。
修繕対応	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管理路線は交通荷重の外的要因により、道路施設全般の劣化が進行しており、特に舗装の劣化は顕著で、安全性を確保するための早急な修繕対応が年々増加しており、現状の維持管理が追いついていない状況である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新技術等を活用して簡易的に点検できるようにしたい。 ➤ 法定点検でないため、市の実施方針が定めにくい。

【舗装の点検における課題、問題意識】 新技術の活用<舗装>

○ 性能評価項目(ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI)の全て、またはいずれかの評価項目を、すべての区分(I・II・III)で判定できる技術であり、かつ、一定以上の精度が確保されていた技術を、新たに16技術追加。

従来点検

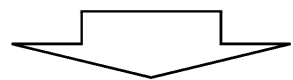


目視により路面性状を確認



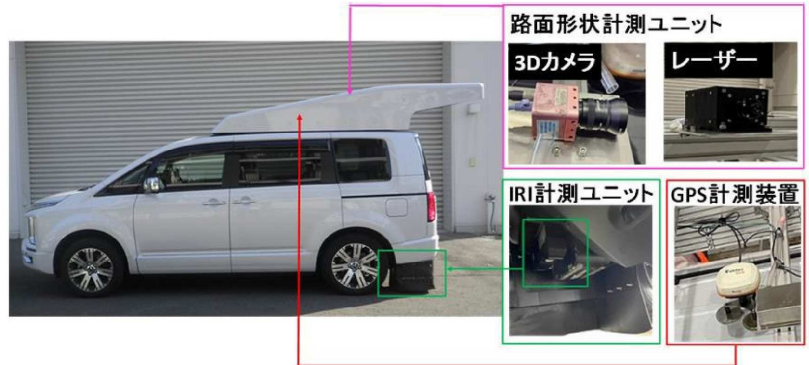
施設	分類	対象	状況	処置	処置状況
道路	法面	防草シート	シート剥がれ	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	路肩	緑石	損傷	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	法面	自然のり面	倒木	状況を確認	●確認済
道路	車道	アスファルト舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	アスファルト舗装	クラック	応急復旧	○応急済
道路	路肩	路面	復旧完了	塵埃	●処置済
道路	車道	アスファルト舗装	剥離	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性AS舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性AS舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性AS舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	歩道平板	破損	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	車道	排水性AS舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性AS舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	路面	その他	復旧完了	●処置済
道路	車道	排水性AS舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性AS舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	境界ブロック	がたつき	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	路肩	路面	塵埃	復旧完了	●処置済
道路	法面	盛土のり面	はらみ出し	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	車道	排水性AS舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済

手入力による路面性状の記録



ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI判定技術(16技術)

点検支援技術



<掲載技術名>簡易路面調査システム スマートイーグル
(検出項目:ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI)



<掲載技術名>スマートフォン路面モニタリングシステム
(検出項目:ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI)

【舗装の点検における課題、問題意識】 新技術の活用<道路巡視>

○ ポットホール(10~20cm及び20cm以上)の位置を特定できる技術、区画線の摩耗(剥離度40%以上)を判定できる技術、標識隠れを判定できる技術であり、かつ、一定以上の精度が確保されていた技術を、新たに7技術追加。

従来道路巡視

【パトロール車からの目視確認項目の一例(必要に応じて降車して措置を講ずる)】



パトロール車



ポットホール



区画線の摩耗



建築限界



道路巡視支援技術

ポットホール(6技術)、区画線の摩耗(5技術)、標識隠れ(2技術) [7技術 ※重複有り]



日々の走行時のドラレコデータを蓄積

ドライブレコーダー画像を用いて画像認識AIでの解析を実施



<掲載技術名>社会インフラ設備の台帳整備・劣化診断サービス“Audin AI”
(検出項目:ポットホール、区画線の摩耗)

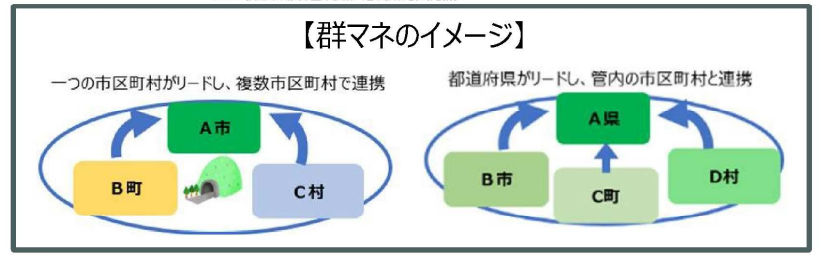
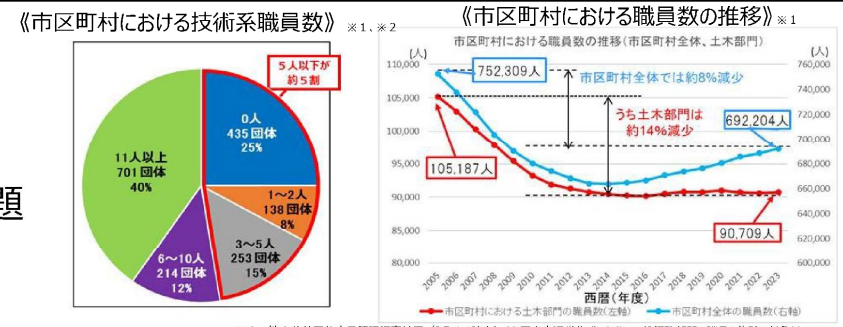
<掲載技術名>ドラレコ・ロードマネージャー
(検出項目:ポットホール)

【舗装の点検における課題、問題意識】 連携協力道路制度

○ 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他自治体が代行できる制度（**連携協力道路制度**）を創設

背景・必要性

- 建設後50年以上を経過する道路橋やトンネルの割合は加速度的に増加
 - **市区町村の技術系職員の減少が顕在化**
 - 道路が災害発生時も含めて機能を発揮するための持続的なインフラ管理が課題
- ↓
- 広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、戦略的にマネジメントする「**地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）**」の取組が進められている
 - ・ 令和5年12月には11地域40自治体が群マネモデル地域として選定
 - ・ 338自治体が包括的民間委託の導入の意向等がある
- ↓
- 複数市区町村で効率的な維持管理や修繕等を進めるにあたっては、足場の占用、巡回での落下物の処理、放置車両の移動等において、**別途、本来道路管理者の意思決定が必要**



改正概要

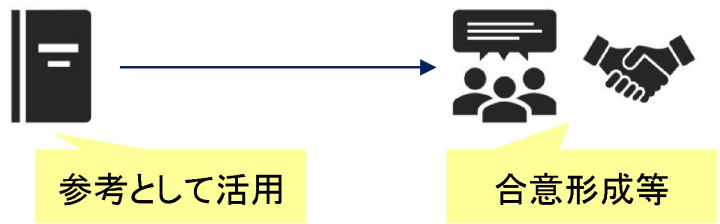
連携協力道路制度の創設

- ・ 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路について、関係する複数の道路管理者が協議して別にその管理の方法を定めることにより、当該道路の道路管理者以外の道路管理者が維持、修繕その他の管理を行うことができることとする
- ・ 当該協議により分担すべき費用の額及び分担方法を定めることができることとする

【舗装の点検における課題、問題意識】 包括的民間委託

- インフラの維持管理・更新等における包括的民間委託の導入に当たり工夫・留意すべき基本的な事項を「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」として整理し、令和5年3月に公表。
- 地方公共団体、特に人員・予算等に大きな課題を抱える市区町村において各種インフラの維持管理業務を担う職員を読者として想定。

手引きの記載と活用イメージ



- インフラの維持管理・更新等における包括的民間委託の導入に当たり工夫・留意すべき基本的な事項を整理
- 地域によりインフラの維持管理を取り巻く環境は大きく異なることから、**地域の実情に応じた形で進めることも必要**

包括的民間委託の必要性や効果について、関心はあるものの詳しく知らず、どのような形で検討を始めればよいかわからない

インフラ維持管理等の効率化について課題を認識しているものの、包括的民間委託の導入について、具体的な進め方がわからない、又は庁内での合意形成が難しい

包括的民間委託導入について、他地方公共団体等の事例を知りたい

1. はじめに
2. 手引きの活用方法
3. 包括的民間委託導入の必要性等 (1) 市区町村が抱えるインフラの維持管理に関する課題等 (2) 包括的民間委託の概要 (3) 包括的民間委託の効果 (4) 包括的民間委託の導入状況等
4. 導入プロセス (1) 導入プロセスの概要 (2) 導入可能性調査段階 (3) 業務発注段階 (4) 業務実施段階
5. 参考事例 (1) 国内事例 (2) 海外事例
6. あとがき
7. 巻末資料

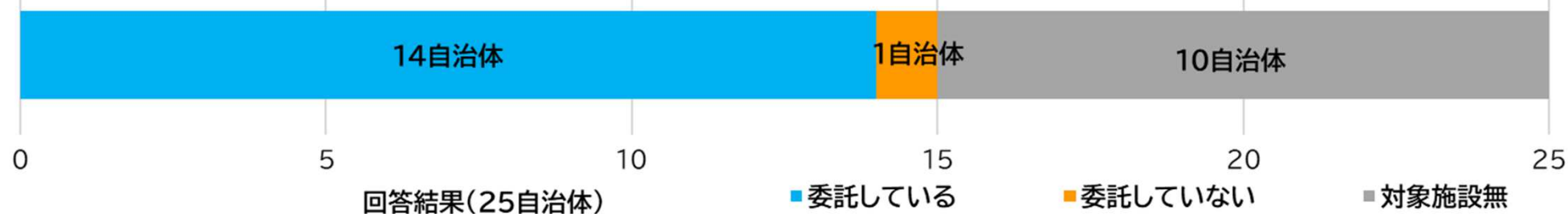
9) その他

- ・ 鉄道事業者への委託内容に関する課題等
- ・ 鉄道事業者との協議に関する要因分析・対策
- ・ 関東地方整備局からの情報提供（別紙資料）
- ・ 関東道路メンテナンスセンターからの情報提供
- ・ 地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の推進について

【鉄道事業者への委託内容に関する課題】委託・透明性確保の運用状況

- 15自治体のうち14自治体は鉄道事業者に対して点検・修繕工事を委託し、1自治体は委託を行っていない。
- 「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ等の再徹底」は、鉄道事業者に委託した14自治体のうち12自治体で運用されているが、2自治体では運用していない。運用されていない理由は以下の通りである。
 - 運用されていることを知らなかった。
 - 見積りに対する妥当性の判断が難しい。

鉄道事業者に対する点検・修繕工事の委託状況

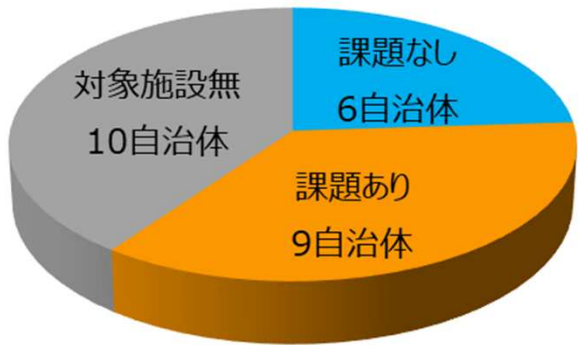


透明性の確保に関する再徹底の運用状況



【鉄道事業者との協議に関する要因分析・対策】自治体からの意見

- 鉄道事業者との協議に課題があると回答した9自治体はいずれも「協議時間が長引く」ことを課題として挙げている。具体的には、「質問に対する回答に時間を要する」、「対面での打合せ回数が限られるため合意形成が難しい」等の意見であった。また、「見積内容の妥当性の判断に時間を要する」などといった意見もあった。
- 協議の迅速化に向けた対策としては、「回答期限を設けるかつ協議時期を早める」、「協議回数を増やす」、「見積・概算金額は内訳を含めて早期提示を求める」、「関係者間での情報共有化を図る」などの意見があった。



回答結果(25自治体)

協議に時間を要している要因・課題について

種別	協議に時間を要する要因・迅速化に向けた対策
要因・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 回答までに時間を要する (下請け、事務・技術担当者間の情報共有等) ➢ 見積内容の妥当性の判断 ➢ 事務手続きの逼迫(精算等) ➢ 対面の打合せ回数が限られる (合意形成への影響、書面のやり取りが多い等)
対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協議時期を早める(前年度に事前連絡等) ➢ 協議回数を増やす ➢ 回答期限を設定する ➢ 事務・技術担当者も含めて情報共有化を図る ➢ 概算の早期提示、見積の内訳を要求 ➢ 事業が完了した段階で概算金額を提示

【鉄道事業者との協議に関する要因分析・対策】自治体からの意見

大別	細別	協議に時間を要している要因・課題と協議の迅速化に向けた対策・工夫
回答までに要する時間	要因・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 鉄道事業者の回答に時間が掛かる。 ➤ 鉄道事業者から下請けに情報が届く時間、下請けからの回答が鉄道事業者に届く時間があるため、情報伝達に時間を要している。
	対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 期限を設けて、迅速な協議を行う。
情報共有	要因・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対面の打ち合わせ回数が限られており、またメール等によるやりとりだと内容や意図が伝わらない場合もある。 ➤ 関係者間の合意形成に時間を要している。 ➤ 事務担当者と技術担当者との間で情報共有が図られていないことが推測される。
	対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 早い段階で鉄道事業者との打ち合わせの機会を設ける。 ➤ 前年度から話をしておく。 ➤ 協議回数を増やし、内容について理解する。 ➤ 関係者間で一括して調整する。 ➤ 事務担当者と技術担当者間でメール等のやり取りも含めて情報共有化を図る。
見積の内容	要因・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務委託の見積内容の妥当性の判断が難しく、確認のため時間を要する。
	対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当初より見積の内訳等を求め、業務内容を十分理解する。
事務手続き	要因・課題	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 鉄道事業者の会計年度末である3月に清算が集中することによる、予算執行における逼迫した事務手続きのため。 ➤ 物理的な距離があるため対面でのやり取りや書面でのやり取りに時間がかかる。
	対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 概算額による早期の内示・協議の要請を行う。 ➤ 精度の高い概算金額の早期提示を求め、最終的な精算が3月になるにしても、事業が完了した段階で、限りなく確定額に近い制度の高い概算額を内々にでも提示してもらうよう、協定や協議の場で要望する。

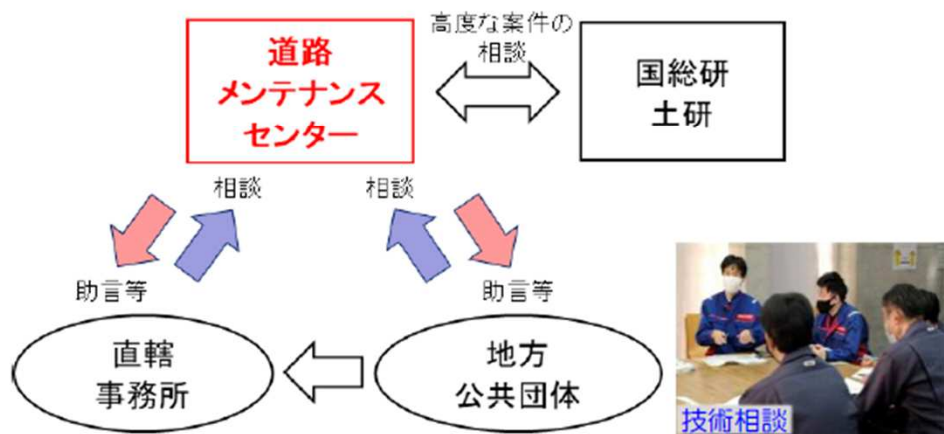
【関東地方整備局からの情報提供】情報提供資料一覧

資料01	道路管理に関する新技術・好事例	資料16	コンクリート舗装の取組推進について
資料02	定期点検要領の改定	資料17	低炭素アスファルトについて
資料03	SIP・SBIRについて	資料18	xROADを活用した次世代の舗装マネジメントについて【直轄の取組紹介】
資料04	新たな民間資格登録について	資料19	下水道事業者による下水道管路の全国特別重点調査への協力について（要請）
資料05	点検実施者の保有資格等について	資料20	水道事業者による老朽化した铸铁管の緊急調査への協力について（要請）
資料06	新技術導入促進に向けた取組	資料21	地下専用物連絡会議の設置について
資料07	直轄における点検支援技術の活用原則化について	資料22	道路陥没リスク箇所の調査について
資料08	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要	資料23	路面下空洞調査要領について
資料09	小規模附属物の点検について	資料24	路面下空洞対策の費用負担について
資料10	道路緊急ダイヤル#9910	資料25	下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（第2次提言）
資料11	地公体別老朽化対策進捗状況	資料26	群マネ、包括的民間委託について
資料12-01	道路メンテナンス事業補助制度の要件の追加について	資料27	連携協力道路制度について
資料12-02	長寿命化修繕計画への短期的数値目標等の記載事例について	資料28	道路橋等の集約・撤去事例集
資料12-03	長寿命化修繕計画の記載状況	資料29	「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」等の再徹底について
資料13-01	長寿命化修繕計画の策定状況	資料29-02	公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底について
資料13-02	インフラ長寿命化計画（行動計画）	資料30	予算執行調査にかかる鉄道委託関係の結果
資料13-03	個別施設計画の策定		
資料14	全国道路施設点検データベースにおける地方公共団体用舗装データベースについて		
資料15	舗装種別選定手引きの活用による防安全の重点配分について		

- 関東MCでは、地方公共団体の皆さまの道路構造物の保全に関する支援を行っています。
- ・何かお困り事がございましたらお気軽にご相談下さい。
 - ・また、地方公共団体職員向けの研修・講習会にも取り組んでいますのでお気軽にお声掛け下さい。
 - ・高度な技術力等を要する施設については、直轄診断・修繕代行も行っておりますので是非ご相談下さい。

道路構造物保全に関する相談

■各機関との連携イメージ



■主な取組内容(令和7年3月末時点)

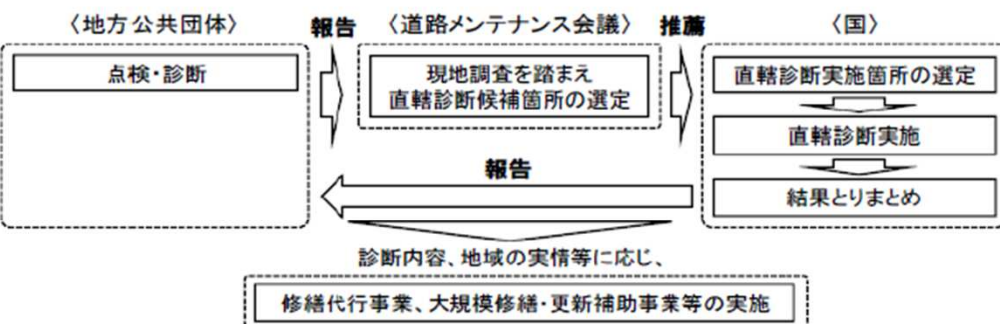
項目	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実務者 研修	4回 (約140名)	4回 (約110名)	2回 (約50名)	5回 (約160名)	5回 (約150名)	5回 (約150名)
技術 講習会	5回 (約130名)	1回 (300名)	2回 (約30名)	4回 (約140名)	4回 (約50名)	7回 (約1,300名)
技術相談	直轄:13件 地公体:18件	直轄:9件 地公体:15件	直轄:18件 地公体:29件	直轄:28件 地公体:17件	直轄15件 地公体:23件	直轄26件 地公体:32件

直轄診断・修繕代行

『直轄診断』緊急かつ高度な技術力が求められる橋梁やトンネル等の構造物について「道路メンテナンス技術集団」が管理者へ技術的な助言を行います。

『修繕代行』直轄診断を実施した橋梁やトンネル等の修繕には高度な技術力が求められ、管理者からの要望により、その修繕を国が管理者に代わり行います。

■全体の流れ



(関東地方整備局の実績)

	直轄診断実施箇所	措置
H26 年度	大前橋 (群馬県嬬恋村)	大規模修繕 更新補助制度
H28 年度	御鉾橋 (群馬県神流町)	修繕代行事業
R1 年度	秩父橋 (埼玉県秩父市)	修繕代行事業

道路のメンテナンスに係る相談

ホームページのお問い合わせフォームや電話にて、お気軽にご相談ください。



国土交通省 関東地方整備局
関東道路メンテナンスセンター
TEL:048-729-7780



情報発信中!



関東道路メンテナンスセンター



ホームページ



Facebook



X

地方公共団体からの技術相談の流れ



研修や講習会の事例 (関東MC)

①地方公共団体職員への研修
(2024年度 5回実施 約150名参加)

②道路橋の保全に関する講習会等
(2024年度 7回実施 約1,300名参加)



道路メンテナンス会議

道路法の改正により、橋梁・トンネル等は国の定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による点検を義務化した。地方公共団体が抱える3つの課題

- ①技術力の不足
- ②人材の不足
- ③予算の不足

について国が都県と連携し、道路メンテナンス会議を設置して地方公共団体を支援しています。



東京都 道路メンテナンス会議の状況

体制

- 地方整備局(直轄事務所)
- 地方公共団体(都道府県、市区町村)
- 高速道路会社(NEXCO・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路・指定都市高速道路等)
- 道路公社

役割

1. 維持管理等に関する情報共有
2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
4. 技術的な相談対応

【出典】都県道路メンテナンス会議より

■技術支援を受けた地方公共団体の声

神奈川県秦野市職員の声

Q. 技術相談のきっかけは、何ですか？

限られた予算を有効に活用するために、小規模な橋梁の点検を、市職員自身で実施しようと考えました。
ただ、職員自身での点検や診断の経験や知識が乏しかったため、関東道路メンテナンスセンターに相談をしました。



秦野市

Q. どのような支援を受けることができましたか？

関東道路メンテナンスセンターの職員が市役所に来ていただき、座学と実務の講習を受けることができました。
具体的かつ実践的な内容で、職員の技術力が向上しただけでなく、これをきっかけに関東道路メンテナンスセンターに他の相談もしやすくなりました。



埼玉県秩父市職員の声

Q. どのような技術相談をしましたか？

本市が管理している吊り橋の具体的な損傷状況が不明確で、その点検方法や、今後の維持管理を進めるための方法を検討するために、関東道路メンテナンスセンターに相談をしました。



秩父市

Q. どのような支援を受けることができましたか？

関東道路メンテナンスセンターの職員が現地に来ていただき、様々な部材を詳細に調査してもらいました。また、近接目視できない箇所はドローンを使って確認してもらったり、積極的な調査をしてもらいとても助かりました。調査レポートもとても読みやすいもので、職員にとってわかりやすく参考になるものでした。



技術支援をした地方公共団体数(令和7年3月現在):62団体(1都9県)

■交通アクセス



- 公共交通機関をご利用の場合
JR線・東武アーバンパークライン・埼玉新都市交通ニューシャトル「大宮駅」東口から徒歩10分
- 車でお越しの場合
首都高速埼玉新都心線「新都心西」出口から、約10分
※駐車場がありませんので、付近の有料駐車場をご利用の上、お越しください。



国土交通省 関東地方整備局 関東道路メンテナンスセンター
〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目89番地1 タカラビル2階
TEL 048-729-7780 / FAX 048-729-7790

道路のメンテナンスに係わる相談

ホームページのお問い合わせフォームや電話にて、お気軽にご相談ください。

情報発信中!



ホームページ



Facebook



X



地方公共団体のみなさまへ

橋梁など道路構造物の
保全で困ったら

道路や橋梁のメンテナンスで
お困りの際は、ご連絡ください。



国土交通省 関東地方整備局
関東道路メンテナンスセンター



関東道路メンテナンスセンターは、橋梁等へのメンテナンスを推進するための組織として、地方公共団体への技術支援を行っています。

地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進について



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 7 年 10 月 14 日
総合政策局公共事業企画調整課

「群マネの手引き Ver. 1 (群マネ入門超百科)」を公表します ～地域インフラ群再生戦略マネジメント (群マネ) の全国展開へ～

国土交通省では、自治体の技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく「地域インフラ群再生戦略マネジメント (群マネ)」を推進しています。

今般、群マネの全国展開に向けて、先行事例におけるノウハウ等を参考として、「群マネの手引き Ver. 1 (群マネ入門超百科)」を作成しましたので公表します。

- 「群マネの手引き Ver. 1」の概要
 - ・「群マネの手引き Ver. 1」では、群マネの概念や期待される効果を紹介した上で、群マネの類型や先行事例、実施プロセス、計画策定の考え方を解説することで、導入検討から実践までサポート。
 - ・なお、本手引きは、「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会 (座長：政策研究大学院大学 家田仁 特別教授)」及び「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会 (座長：政策研究大学院大学 小澤一雅 教授)」における議論や群マネモデル地域での試行、先行事例調査等を踏まえて作成。
- 「群マネの手引き Ver. 1」での公表ラインナップ
 - ・手引き本編 : 群マネのコンセプトや実施プロセスなど全 6 章から構成
 - ・ダイジェスト版 : 群マネの基礎知識をコンパクトにまとめた PR 資料
 - ・付録編 : 検討支援ツール (現状把握、効果試算、アンケート調査作成等) やサンプル (先行事例での協定書や発注図書等) 等

※手引きや付録をはじめ、群マネを進める上でのお役立ち情報や最新情報について、「群マネ特設 HP」に掲載します。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/gunmane.html>

<問合せ先>

総合政策局 公共事業企画調整課

企画官 柁津 知広

調整官 岩館 慶多、企画第一係長 伊藤 瑞基、情報企画係長 早澤 華怜

TEL : 03-5253-8111 (内線 24551、24543、24544、24554)、03-5253-8284 (直通)

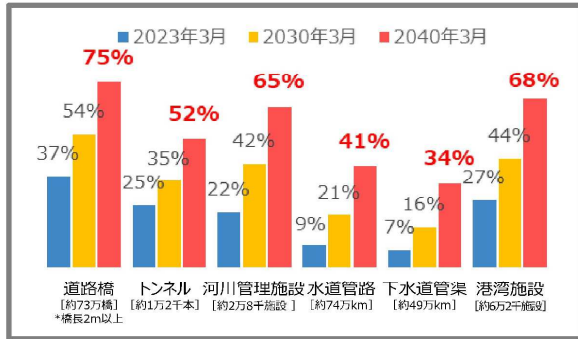
Mail : hqt-infra_mainte@ki.mlit.go.jp

(メール送信の際は「■」を「@」に置き換えてください)

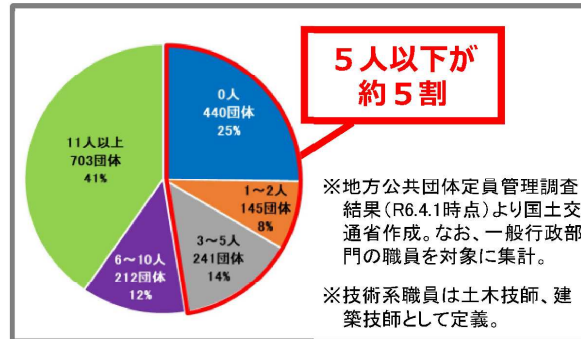
○ 技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、**複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え**、効率的・効果的にマネジメントしていく「**地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)**」を推進。

[インフラメンテナンスを巡る課題]

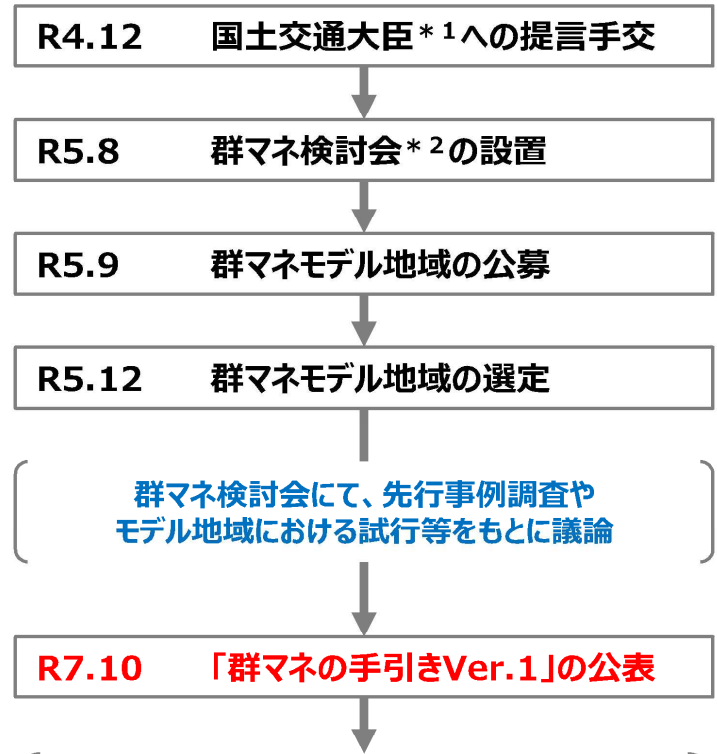
<建設後50年以上経過する社会資本の割合>



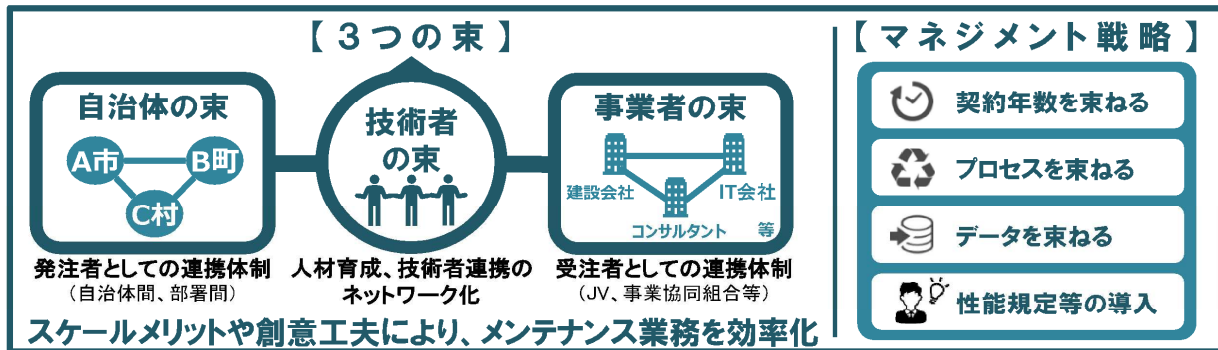
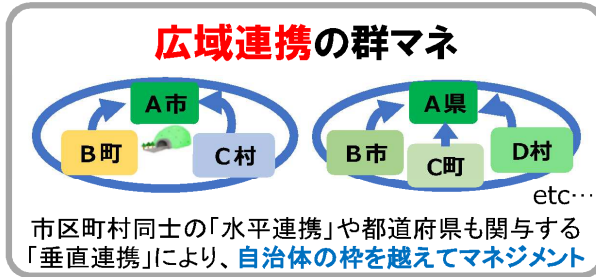
<市区町村における技術系職員数>



[施策検討と全国展開の流れ]



[地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の概要]



- 「群マネの手引きVer.1」を用いた普及活動 (自治体説明会等)
- 「群マネの手引きVer.2」の策定に向けて、既存事例が乏しいスキームを含めた更なる議論

* 1 : 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」～インフラメンテナンス第2フェーズへ～』
* 2 : 「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会」及び「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会」

○「群マネの手引きVer.1」では、群マネの概念や期待される効果を紹介した上で、群マネの類型や先行事例、実施プロセス、計画策定の考え方等を解説することで、導入検討から実践までサポート。



目次

1 インフラメンテナンスの「見える化」

- 全国の「見える化」
- 自治体毎の「見える化」

全国や自分のまちは
どういう状態？

2 群マネのコンセプト

- インフラメンテナンスの現場の苦悩
- 群マネの概念と目指す姿
- 先行事例における効果の声
- 「群マネ」と「束」

「群マネ」って
なに？

3 群マネのメニュー

- 群マネの類型
- 先行事例（広域連携、多分野連携、プロセスの束）
- キーワード解説

「群マネ」の
具体例はある？

4 群マネの実施プロセス

- 標準的なステップ
- 各ステップのQ&A
- 群マネを進める上での心得
- 先行事例におけるエピソード（苦労話など）

具体の一步を
どう踏み出せばよい？

5 群マネの計画策定

- 群マネの計画策定で検討すべき項目
- 自治体計画への位置づけ方法

「群マネ」を進めるため
に何を決める？

6 人の群マネ（技術者の束）

- 「人の群マネ」について
- 全国や各地域の取組例

「群マネ」の素地は
どのように作る？